座談会　社会科学研究所の30年

以下に収録した三回にわたる座談会のうち，1は1963年2月に社会科学研究所の創立時の関係者によって開催され，『社会科学研究』第15巻第1号に「社会科学研究所の十五年」と題して掲載されたものを再録したものであり，2および3は，今回あらためて歴代所長により開催されたものであるが，後二者については，速記原稿が膨大であったため，編纂委員会の責任で大幅に圧縮したものである。

1. 社会科学研究所の創立をめぐって

日時　1963年2月22日
場所　本郷学士会館分館

出席者　南原　繁　大内　兵衛　我妻　栄
宇野　弘蔵　鵜飼　信成　有泉　亨（司会）
内田　力蔵　高橋幸八郎

1　はじめに

高橋　きょうはたいへんお忙しいところをわざわざ私どものためにおでましくださいまして，どうもありがとうございました。

私どもの社会科学研究所はおかげをもちまして，昨年の2月1日で創立満15周年を迎えることが出来ました。実を申しますと，法制的には，終戦の翌年昭和21年8月24日に勅令第394号「社会科学研究所官制」をもって当時の東京帝国大学に附置されたことになっていますけれども，私ども研究所の慣行では，その翌年の昭和22年2月1日に開所記念講演会が本学の法文経25番教室で行なわれましたことから，2月1日をもって開所記念日といたしております。そんな関係では去年の2月1日が創立満15周年にあたるわけでございます。それで，私どもの方では何か有意義な事業でも行ないたいと考えまして，記念論文集の執筆・刊行を計画いたしました。それが膨大なものになってしまって，一年ほどかかったものですから，記念式典をもう一年延期して，この3月27日に，形ばかりでございますけれども，式典を挙行させていただきたいと考えております。この15周年記念式典につきましては，あとからまた改めてご案内申上げますけれども，それに先立ちまして，創立前後にわたりまして，いろいろ社会科学研究所設立のために御奔走，御尽力下さいました先生方においで願いまして，創立当時のいろいろのお話をお聞かせいただきたいと考えまして，今日，ご多忙中にもかかわりませず，ご足労をわずらわせたわけでございます。この会合は雑誌・出版委員会の方で計画いたしましたが，必ずしもパブリッシュするという意味で記録をとるわけではないのでありますが，創立当時のことをできれば記録として残したいと存じまして，速記させていただきますが，先刻までのお話のように全くご自由にいろいろお話を承わりたいと存じます。

歴代の所長がみえておりますので，それからあとのこともご報告申上げることができようと思いますが，いろいろお世話になりました創立当時のお話をお聞かせ願いたいと存じます。

それでは，有泉さんに司会をお願いいたします。

2　社会科学研究所創立の発想 ― 敗戦と大学

有泉　必ずしも進行係という約束で出席したわけではなかったんですが。……終戦後間もない頃に社会科学研究所を作ろうという意向が法学部，経済学部あたりで出てきた，そのへんの事情からお話を始めていただければありがたいと思います。

南原先生が『社会科学研究』創刊号にお書きくださったものもございますが，これは必ずしもみなさんお読みになっているわけではありませんので，社研創立の際の

考え方をまず南原先生からお話しいただきたいと思います。

こういう構想は戦前からもあったものでしょうか。自然科学の方は附置研究所というものが前から東京大学にありましたが，社会科学系統の方でも，学部のほかに研究所をもったらどうかという議論が出てきたのは戦後のことでしょうか。

南原　あまり私は直接過ぎるから，ぼくが話さない方がいいのじゃないかと思いますが，ほかの方，どうかな。

我妻　今の質問は，東京大学に人文科学の研究所が附置された，東洋文化研究所は前にあったが，社会科学一般はなかった。それが南原さんの時代にできあがった，その構想は前からあったものかという質問でしょうね。

南原　少しさかのぼって申しますと，今はちょっとその感じが湧かぬけれども，昭和20年8月15日という日を迎えた前後ですかね。これはちょっと今，想像がつかないような大学の一つのふんいきですからね。学生はおらず，みな兵隊に行っておって，それが9月の末になって，だんだん帰ってまいりまして，疎開していた書物もこちらに戻すというようなことで，とにかく学生も含めてそういうなかに学部の再興をはかろうというふんいきは非常に私はあったと思う。

それで，たまたま私がその年の3月から学部長をやっていた関係上，率直に申してその前からいろいろ考えておったんです。それは8月15日がくるのが少し遅かったですけれども，前々から多少考えておりまして，今の研究所の問題ですが，自然科学の方はそのときには古いのは伝染病研究所，その次は地震研究所，割合に新しいのは航空研究所，すばらしい大きなものがあったわけです。ところが，文科系統は，我妻さんのお話の東洋文化研究所だけであった。これはまさに戦争中にできたんです。今考えるものと違った意味において，東亜共栄圏かな，そういうことがいわれた時代に作った。平賀総長の時代にこじんまりした，あまり大きくないものですけれども，それがわずかにあっただけであって，法経というものに関しては全然今まではなかったんです。ですから，戦後には何か作りたいと思うし，ひとつみなさんと相談して，研究所があってもいいじゃないかということを考えました。8月15日以後の新しい時代を迎えて，たしか私は法学部の我妻君を初め諸教授に相談して，何かこしらえることがいいと思うので，制度調査会を法学部で作ったと思う。そこで一般にそういうものを含んで，みなさんで相談してもらいたい。そのなかで私自身は，具体的な案として，研究所を作ったらどうかということを具体的にはもって，その協議をしてもらったんです。それから地ならしをして，だんだんやって，そこで経済学部にも，きょうはおいでになっていないけれども，舞出君が学部長で，経済学部の教授会にも話をしてもらった。名前はあとから決まるけれども，そういうものを作るということで，だいたいの意見が一致して，それで動いたわけです。

少し飛びますけれども，案外すらすらと，翌年の8月にすっかりできあがるわけです。これはたまたま私が本部に行って，総長になったということが非常に便宜であったと思う。これは決して私の功績ではないので，ときの文部大臣が前田多門さんだった。そこで私は早速，そういう法経の意向を体して，ご協力，ご援助をよろしくということで，大臣にいろいろ説いた。無条件にこれを受入れてくれましてね。前田さんも今日，亡くなって残念ですけれども，また今，病気しているけれども，山崎匡輔君が次官だったが，この人も大いに協力してくれた。それで，これは一ぺんで承諾してくれたんです。そういう意味において割合に順当なコースをたどった。そのかわり，高橋所長からときどきいわれるけれども，設立の趣意書があるでしょう。これをみて大いにへきえきする，驚くというけれども，しかしこういうことをうたって，単に学内の法経の総合研究ということだけでなしに，もう少し国家的な意味を含めて，この問題を説明したわけです。そこで政府も閣議でこれを決めた。その動機は学内だけでなしに，戦争中ずっと，これは大内さんがいちばんよく知っているけれども，財政経済すべて軍部が中心ですね。そこで計画してやるんです。ああいう無謀な大きな計画をやって，それに同調したような少数の学者が参加していたけれども，それでこういう戦争の敗戦の結果になったんですからね。なんとかいよいよ大学というものが，ともかくも本格の研究をして，政府，国会などもそういうものを大いに役立ててもらうようにという国策的な意味を半分加えて，この問題を説明したから，割合に政府も，それは必要だということの共鳴を得たんだと私は思うんです。簡単に申しますとね。

3　「社会科学について」── 名称の問題

南原　それで，社会科学研究所という名は，それを提出する前に決めたんです。これは私が本部にまいりましてから，我妻君がやってくれまして，文部省に出してあるこの文章などは多分我妻君が書いたんでしょう，私の文章じゃないよ。（笑）

そこでね，みんなでなんという名前をつけようかということで，内輪でいろいろ話をして，いろいろ案があったけれども，思い切って社会科学研究所でやろうじゃないか。初め社会科学研究所といったときには，それはど

うかな，少し新し過ぎるじゃないかという慎重論もあったけれども，結局はそこに落着いた。私は今，小野塚先生の小伝を書くために，いろいろ材料を集めているんですが，小野塚先生は昭和4年から9年の終りまで総長をしていた。その昭和4，5，6年ごろは社会科学というものはたいしたものですね。たいしたものだという意味は，排斥禁止されて，社会科学研究会は存在を許されなかった。そのために学生はどんどん検挙されるし，全国的にそういう時代であったのが，終戦を境にして，東京帝国大学のなかに社会科学研究所を抱えていこうじゃないかということになったのは，一つの変化ですね。そのころはまだ大内さんは帰っていなかった。帰ったのはその年の12月でしょう。これはあとで出てくると思うが，その間はそういうわけで，主として舞出君をとおして経済学部の意向をとりまとめてもらってやったわけです。

我妻　「社会科学について」というのはだれが，いつ書いたんですか。

高橋　記録としては設置趣意書と一緒にとじてありました。「社会科学について」というのは，今お話のような印象を避けるために書かれたんじゃないかと思われるんですけれども，この設立趣意書と同じとじ方になっておりました。

我妻　この設置理由はぼくが書いたかどうか記憶がないけれども，内容は南原先生の意を受けたものであることは確かですから私の書いたものでしょう。多分ね。しかし「社会科学について」というのは知らない。

南原　これは知らない。いつ，どういうときにできたんですか。

鵜飼　旧かな，新かなが混っているから，過渡期じゃないかな。

我妻　社会科学研究所ができたあとで，設立当時の先生の気持から書いたかもしれないが，これは南原さんの思想に似ている。

鵜飼　これこそ我妻先生じゃないですか。先生は創立記念会のときに，法制局と折衝したならば，法制局がこれに強く反対した……。

我妻　その話はあとでしようと思う。研究所とすることについての問題ですからね。名称を社会科学とすることについては……。

南原　これは私が書いたものじゃないが，想像されることは，もしも初期に書いたものとすれば，政府に出した正式の書類は「社会科学研究所設置事由」として出している。それを出しているとき，あるいは法制局，大蔵省からの要求があって，もう少し社会科学という名称について，説明をしてくれということを文部省をとおしていわれて，それで少し説明を中間で出したんじゃないかと思うけれども，どうだろう。説明補足として。政府機関のなかにのみこめない人がいるから……。

我妻　そうかもしれませんね。

有泉　昭和22年12月，研究所がはじめて「社会科学叢書」を出した折に当時の矢内原所長がそのあとがきに書かれたものがあります。社会科学研究所という名前がついたり，社会科学叢書という名前がついたりしたことについての説明がしてありまして，「なおわが国では社会科学といえば，マルクス主義の代名詞といわれていた時代があったが，私どもは社会科学という語を広義に用いているのであって，マルクス主義も社会科学の一つではあるけれども，その全部ではない。これは蛇足であるけれども，誤解を避けるために一言つけ加えておく」。昭和22年にはこういう必要があった。ですから初期だとしたら，そういうものを何かの折に要求されたかもしれませんね。

我妻　ことに政府部内で説明するときに必要だったんじゃないですかね。私の印象では法制局と折衝するというか，説明したことのなかにはないですね。ですから，おそらく社会科学研究所をおくということを政府がのんだ上で，ただ，なかで説明するときに，社会科学研究所というのはおかしいじゃないか，マルクス主義だけやるのかという反論，あるいは疑問があるのに対して，答えるために準備せよということだったのでしょう。文部省や法制局自体が，こういうものがなければ承知しなかったということじゃないと記憶しているんですがね。

南原　そういうことはよくありますよ，補足の説明を好意の意味でね。

高橋　これには日付けがありませんので，定かではないんですけれども，最初にとじてあるから……。

南原　正式の書類のとじこみにはこれはないんです。

有泉　大学の方の記録にはない。社研の方にはございますから，途中で出てきたんじゃないですか。

鵜飼　尾高朝雄さんはこれにはご関係がないんですか。尾高さんのような言葉もありますね。

南原　まだないな。

4　社研設置の構想　(1)制度調査委の議論

有泉　法学部に設置された制度調査委員会はどんな方で，そこでどういう議論があったのでしょう。我妻先生はその主要な委員であられたと思いますけれども……。

我妻　ぼくはその点についてのはっきりした記憶がない。しかし，その委員会は社会科学研究所の設置問題というより，もっと広く東京大学の制度全体を審議したも

ので，社会科学研究所を設置するということは，そのなかの一つとしてアブルーヴしたということじゃないですか。社会科学研究所は南原さんの構想だと思っているんですがね。

大内　南原君のいう調査会を設置したのは，南原君がまだ学部長の時代，総長になる前のことでしょう。

南原　総長はその年の12月ですからね。学部長になったのはその年の3月です。

大内　それならば，それを構想したのは3月から8月までの間，すなわち，終戦前だね。

南原　具体的にはもう少しあとですがね。沖縄戦あたりからいろいろ考えておったんですけれども，調査会をおいたのは新学期になって，9月だったと思う。

大内　そうすると終戦後ですね。その点は非常に重要だと思う。あなたの頭の中には早くからあったが，終戦で世のなかが変って大学の制度を改革しようとみんなが思うようになって，これが具体化したということになるね。

南原　それは，我妻君がおっしゃったように，広く大学制度ということをうたったが，学部長たる私の一つの大きな具体案としては，これを考えていた。それで出したんです。

鵜飼　そのときに，航空研究所はたいへん大きかったわけですね。それを廃止するというようなことも自然に出てきたんでしょう。それを社会科学研究所に少し振り向ける……。

我妻　どっちが動機かはわからないね。はっきりしなくなったが，制度調査会の一つの大きな仕事は，戦時中におかれたいろんな研究所をいろいろ整理して，戦後に適合するようにもっていくということじゃなかったですか。そのときに予算のワクがありますから，要らなくなったものを小さくして，そっちの残ったものをこっちにもらうということはむろんやったと思う。

南原　待ってくださいよ。この制度調査会は大学全体を考え直すという全学的なものではなく，法学部だけだった。法学部だけで，したがって今ご質問の航空研究所は法学部では問題にしなかった。これは私が総長になって第一の仕事にこれをやった。理工学研究所に切換えた。だいぶやめてもらった人がありますけれども，少し小さくしたが，これを存続した。これはあとから許可になるけれども，社研の方が先です。社会科学研究所が先にできる。同じ昭和21年に理工学研究所ができる。向うは理学部，工学部，こっちは法経，それでうまくいったということもあるんです。

8月にできたというのは，初め言い出したのは，東久邇宮内閣で，前田さんが文部大臣，それが短命に終って，前田さん自身はパージかなんかで，そこで安倍能成さんが継いだ。これも半年ぐらい，短かかった。そこで，いよいよ設立というときは，文部大臣は田中耕太郎さんだった。わずか一年足らずのうちに，文部大臣が三人代わったんです。

5　社研設置の構想　(2)部門の構想

有泉　もう少しそのへんのお話がありましたならば，出していただきたいと思いますけれども，初めの構想は本邦部門が公法，私法，政治，外政，産業，経済という6部門，外国部門が英米仏独，ソヴエト，これらがそれぞれその周辺地域を含むわけですが，それに中国，中国を除くアジア，最後に資料，全部で14部門でありますが，これは法経が一緒に相談をなさっている時期にこういう部門編成ができたものでしょうね。

我妻　設置申請書には全部書いてあるでしょう。

南原　これは私が本部に行きましたから，そして今の法経の意向を代表して，いよいよ具体案を作り，文部省との打合せもすんで，そこでいよいよどういう案を出すかということで，こういう案を作ったと思う。ですから，構想だけは非常に大きくしてあります。14講座を要求したと思います。これはご承知でもありましょうけれども，第一は比較研究をする。ことに外国も今までのように戦時中の枢軸の国だけでなく，今度は英米というもの，ことにアメリカをもう少し重要に考えようじゃないか。もう一つは共産圏ではあるけれども，ソ連，ことに隣国の中国をやろうじゃないか。このソ連，中国，英米，それから中国以外のアジア，それらを私ども相談したときにはいちばん重要に考えた。それで法律，政治，経済の総合ということを考えた。今日の言葉でいえば，それが地域研究ということになるんでしょう。エリア・スタディズという言葉は当時使わなかったけれども，その後そういうふうになる。われわれはそのことを比較研究といったけれども，その比較研究と総合研究と，もう一つは大学は理論の方が今までは勝っていたけれども，戦後は多少プラグマティズムを入れて，実際的な，実証的な研究を考えようじゃないかという意味で，だいたい三つの柱ができまして，研究対象としてはまことにアンビシャスのものですけれども，今日からいえば欲張ったものですが……。

有泉　この構想が固まってくる過程で，実質的にあるいは形式的に参加された先生方は，我妻先生のほかに経済学部では大内先生は……。

南原　大内君は12月何日に帰ったですか。

大内　12月初めに帰ったが，教授となったのは昭和21年はじめであった。

6　社研設置の構想　(3)経済学部の考え方

南原　いよいよ社研ができるときになると君が出てくる。帰ってからは大内君と相談したんですけれども，これまではもっぱら我妻，舞出両君じゃないですか。両君をとおしてだったと思う。

大内　その通りです。昭和20年12月に帰って来た。そのときまでに南原総長の構想はいろいろあった。それについていろいろ相談された。そのうちで社研は最も大きな一つだった。戦時中，自然科学とくに工業，もっとせまくいえば軍事テクニックに関する部門が非常に拡大したにもかかわらず，社会的な学問はないがしろにされている。それはよくない。たとえば航空研究所みたいなものがあんなに大きくなっているのに，社会科学のものは何もない。これをぜひやりたいのだから援助しろということであった。それに対してぼくの方は，大正8年における独立に際し，高野先生がもった志を受継ごうという考え方をもっていた。すなわち，経済学部をりっぱな一人前の学部にしようと思っていた。というのは，大正8年から終戦まで約20年，その間経済学部の講座がほとんどふえていない。たしか1つか2つしかふえていない。法学部もあまりふえず，この間に3つか4つふえた。それはまだいい方で，経済学部のこのような不運について，ぼくは心中けしからぬと思っていた。これは罪は経済学部内部にもあったのであるが，いずれにしても，こんな関係で南原君の説は絶対に正しく，これはいい機会だと思って，是非協力しようと思った。ぼくのこの考えはもちろん舞出君の意を受けたものでもあった。

南原　それで思い出しましたが，あなたが帰ってこられて，たしかその年の暮か，もしくは昭和21年の初めだったか，経済学部の長老として迎えて，その経過を話して，同意を求めたことがあった。所長問題があるときでもあり……。

大内　そうだったと思う。

もう一つはあなたが大学制度全体の改革の委員会を作りましたね。あれはあのときもうできていたのですか，それはいつできたんですか。

南原　その後になるかもしれませんね。

大内　ぼくのぼんやりした記憶では，この案は，あの審議会にかけることはかけたけれども，あすこで作ったわけではなかったように思う。それよりも前に経済学部と法学部で作ったもののように思う。作るときにはぼくも多少参加していた。そのとき誰がどう主張したか覚えてはいないが，法学と経済とを各学部において別々に分けて研究するのはよくない，両方が一緒に集ってやるべきである。つまり縦割りよりも横割りまたは国割りにした方がいい。それがインターナショナルだという議論をした。刑法とか民法とかいわずに，それよりは国割りでやった方がいい，今までの東京大学の学問のあり方を少し直した方がいい，という議論をしたように思う。

南原　それで，14部門になるんですが，第1年はそれがとおらないで，外国は北米，イギリス，本邦では公法関係，内政関係，産業経済，この5つだけとおった。そのうち3年の間にソヴエトと中国がとおるし，フランス，私法がとおって，こういうことになってきたんです。

7　社研設置の構想　(4)資料・社会調査

有泉　それが途中で矢内原所長のご意見だったと思うんですが，資料という部門をあと回しにして，社会調査というのが一つ入りました。

高橋　社会調査というのは当初の案にはありませんでした。

南原　社会調査というのが14部門のうちの資料になったんですか。別ですか，一緒ですか。

高橋　別個のはずです。

有泉　別個のつもりで，15になったとわれわれは考えていました。

高橋　社会調査は途中でとおった1部門です。

我妻　設置するという方針が定った後に，初年度に幾つ認めるかという折衝をしている間に，資料部として1つ増すということになったような記憶がありますね。どこの国ということでなしに……。

8　設置をめぐる文部省・法制局との折衝

大内　とにかくこの社会科学研究所の創立には，いろいろな人が関係して，法学部・経済学部の諸先生も関係しております。しかし，なんといっても構想のイニシアティヴをとり，そしてその組織を考え，それをプッシュし，設立までの実行をしたのは南原君です。これは社研のためにも南原君のためにも特筆大書されねばならぬ。少なくともぼくは当時これは南原君についていけばいいのだと思っていた。舞出君も矢内原君もそう思っていた。我妻君はどうだったか知らないが。

我妻　同感だな。ぼくの役割は主として法制局を相手にすることでした。南原さんの今の構想は文部大臣の前田さんにはわかるんだね。しかし文部官僚にはなかなかわかりにくい。だけど，文部官僚も大臣が承知したのだからやろうというわけだね。ところが，法制局に行って

反撃を食ったんだ。研究の必要があるなら学部の講座をふやしたらいいだろう。なぜ学部の講座をふやさないで，研究所を作るのかという反撃をくらった。それで法制局に対する答ができないから，東京大学からだれか説明に行けというので，南原さんの命を受けて，ぼくが行ったんです。ですから，下の方のお使い仕事ですけれども，法制局はなかなかきかなかったんですよ。なぜ講座を五つ六つふやさないのかという質問をする。それで，南原さんが考えておられることを，ぼくは法制局がわかるように，のめるように説明した。そのときにぼくが説明したのは，第一には，資料を網羅して系統的に収集するという仕事の重要性でした。これはとても事務員の常識でやれる仕事ではない。その方に専任する相当の学者がいて，しょっちゅうそれを収集し整理しておかないと，必要に応じてすぐに研究材料をとり出すことはできない。しかもこれは学部ではできないことだ。学部の教授は自分の研究だけを中心にやっている。参考書も集めるし，必要な資料も集めるだろう。しかし全体としての体系はないし，網羅的にもならない。研究所設置の目的の最後に，わが国の立法および国策の樹立に常に材料を出せるようにしようと書いてあるでしょう。それをやるためにはよほど完備した資料室が必要なので，特別の予算と特別の人員をそれにあてなければだめだ。だから，学部の一つ一つの講座をふやしても，それはできないといったのです。

第二には，総合的研究の必要を力説したのです。総合研究というのは，共同のテーマをとらえて，それを組織的な研究体制をこしらえて研究することだ。だから，その限りにおいては研究に統制があるとぼくはいったんです。それは今の社研の人たちがどういうふうに考えているか問題だと思うけれども……。

大内　われわれもそれを問題にした。

我妻　もちろん民主的に運営するのだから，どんなテーマをつかまえ，どういう研究組織を立てるかということは民主的に決める。しかし一たびそれが決まったならば，具体的にいって，例えば明治初年の資本主義の成立事情というテーマを取上げたとすると，それについて各自の分担部分とアプローチの方法を討議し，計画ができ上れば，各自はそれによって統制されて，必ずやらなければならない。むろんそれ以外の個人の研究はいいし，またやらなければならぬけれども，しょっちゅう共同のテーマを作って共同に研究をする。その間に統制が行なわれるということは社研の最も大きな特色である。それは各学部の講座制の下ではやれない。学部の教授はそれぞれの講座のお山の大将として，自由に研究している。方法論も自由である。たまたま数人が一緒になって共同研究をやっても，自発的にやるのだから，系統的なものとはならない。それと社研は違うのだという点を強調したんです。

南原　その問題もあるのだけれども，絶えずぼくの時代に，むずかしい法制局の問題になると，我妻君が行ってやってくれた。これは非常に大きな功績です。

もう一つ資料の問題は，大内さんに相談したかどうか忘れましたが，ぼくは柄でもなくこういうことを考えた。とにかく戦争であいうようになってしまって，たとえば満鉄の膨大な資料をどうするのか。それに似たようなことは海外にもあるし，どこかにもあるのじゃないか。そういうものを集めてもらったらいいじゃないかということを資料収集のときにもいったんじゃないかと思います。それと同じことから，後に人事問題にも触れますが，結果においてはよかったと思う。

有泉　我妻先生から，どういう機会でしたか，法制局へ行ったら，外国一部門で何ができるかといわれて，先生は，それはたくさんくれればけっこうだけれども，一つでもあればそれだけのことはあるという説明をなさったという話を聞いたけれども……。

鵜飼　我妻先生は法制局へ行って，諸君のように訳のわからないものを教育した覚えはないとおっしゃった……。（笑）

9　教授か研究員か

我妻　あのときに，ぼくは研究所の特殊性を力説した上で，研究所の所属員は学部の講座担当の教授とは違うから，これには教授という名前をやらないといった記憶もある。やらないとはっきりいったか，やらなくてもいいといったか，とにかく実質は違う，便宜上教授という名前をつけるかどうかは別問題として，これは研究員であって，学部の既成概念の教授とは本質が違うのだといったことがあるように思う。

南原　思い出しましたが，たしか設立過程において，教授と名乗るか，研究員だけでやって，その方がかえっていいのじゃないかという議論があった段階がありましたね。そのことに関連していますね。

我妻　一時，東京大学でその点をはっきりさせようとした。つまり研究所の存在，その必要をはっきりと意識して，予算を組むにしても，学部とは違った構想でやるべきだというので，所属員も研究員ということにしようかという説が相当具体的になったことがありますね。それに対して最も猛烈な反対をしたのは医学部だったでしょう。医学部の研究所に働いている人を教授といわないと困る。どうしても大学がいうことをきかないならば，

われわれは兼任教授にするということで非常に強硬に反対した。しかし，どうも研究員という言葉は日本ではあまり偉くないような印象を与えるのでしょうね。ぼくはよく知らないけれども，ドイツあたりの有名な研究所の正研究員というと非常に偉いものじゃないですか。アメリカだって，僕の長男は，バークレーの人間関係研究所のアソシエート・リサーチャーという肩書をもらっていますが，学会の発表などでは，その肩書は相当に認められているらしいですよ。日本では研究員というと，助手みたいな気がするんだな。

大内　その問題は相当に長く懸案になっていたよ。教授という名前をつけるかどうかということに議論があって，決まるまでに相当長かったね。これが決まったときに，ぼくは，ああ，また教授ができるのかなと思ったよ。（笑）

10　部門制と研究費——予算制度

有泉　これは教授という名前がどうということと直接に関係はないかもしれませんが，部門制ですね，部門に予算がついていて，事業には予算がつかない。そこで部門は講座と同じように，あるそれぞれの部門が一定の単位の研究費をもらうということになっているわけです。そこで何か特別の事業を始めようとすると，文部省の科学研究費，総合研究費をもらってくるとか，何かファンドをこしらえないと仕事ができないということに，どこの研究所もなっている。これは研究所一般に通ずる問題で，おそらく自然科学の方は何かどかっとまとまった特別の研究費がくるのでしょうが。どうも社会科学などではそれがこないものですから……。そうすると，我妻先生がおっしゃった一つの事業計画を立てて，それにみんなが参加していくのはどうも無理がきまして……。

我妻　それはたしかにそうですね。しかし現在どうなっているか詳しくは知らないけれども，部門を単位にして予算を組むという点は自然科学でも同じじゃないですか。

南原　自然科学でも私の知っている限りでは，アメリカみたいにファンドの寄付をやるということはないですよ。

大内　それは日本の予算制度の問題です。予算制度は日本では各省がイニシァティヴをもっている。各省の申出を大蔵省がまとめる。そうなっている。そこで学問ことに社会科学に対しても，その予算については文部省が責任をもっている。ところが文部省には社会科学の精神は従来ゼロであった。そこで東大総長が要求をしても，文部省はそれを削るということに定まっていた。文部省の方で社会科学を推進するというようなことは思いも及ばなかった。文部省のほか日本全体に学問の予算を作り学問の政策を決定する力をもつものはどこにもない。すなわち科学庁がない。自然科学については文部省は各省の要求を聞くけれども，社会の問題についてはちっともそういうことをしない。だから，日本全体として，社会科学について予算をとって各研究所にくれるということを世話してくれるところがないというのが，いままでの日本の制度です。

鵜飼　その点では，社研は文部省の科学研究費のなかで，それまでは自然科学に限られていた機関研究費をはじめてとったわけで——民主主義研究といいましたか——その点では社研は大いに進歩したね。

我妻　大内さんのいわれる予算のあり方，大蔵省に対する関係ということは，むろんそのとおり根本的な基礎にありますけれども，もう一つ上というか下というか，とにかく文部省に申請するときの予算の組み方に問題がある。講座，部門ということに割当ててしまって，それを超越した一つの総合研究費というものはないでしょう。それはちょうど本部の方だと，本部予算というものはほとんどなくて，講座から頭をはねてまかなうでしょう。だから中途半端なんですよ。講座中心ならば講座中心で，全部講座にやればいいし，そうでなければ全部中央に集めて，必要に応じて分ければいいんですけれども，中途半端という感じがする。しかし学部の予算の編成は今までそうであったから，しばらくそうするとしても，新しく総合研究所を作った以上は，どうしても総合研究費を計上すべきなので，すべてを部門別にしてしまうのはおかしいと思う。なかで配分することはかまわないけれども，ねらいは総合研究としての研究費ということでなければならない。ことに総合的資料収集としての資料費はぜひ計上すべきでしょう。そのへんのところはどうなっているんですか……。

鵜飼　実験講座なみの研究費はまだこないですか。

高橋　まだきません。教官研究費は学部の講座よりは研究所の部門の方が少し多いんです。科学研究費としての機関研究費および総合研究費の外には，研究所には文部省からの特殊研究費がありまして，共通のプロジェクトの場合は，1年に100万円前後の特殊研究費はつき得ます。現在ももらっていますけれども，共同研究のテーマを出しまして，それについて年に100万円前後はきています。

我妻　機関研究費を別のところからもらってくることは，結果においては非常にけっこうだけれども，それはまさに研究所自身の予算として出さなければならないも

のでしょう。

大内　それは文部省の建前が近ごろ少し変ったのです。民間の研究所にも，各省の考え方にも研究費を方々に分けてやるということに気をつけるようになった。これは戦前に比べては進歩でありますが，それを総合した日本の科学政策とするということ，すなわち総合した社会科学，あるいは総合した文化科学の政策を考えるということはまだない。それがあるためにはそれを所管して考えるだけの組織が必要です。日本政府のなかでそういう組織がなくてはならぬのだが，そういうのは全くない。

南原　そういう組織的なものは，社研の15年の歩み，印刷物その他によってみますと，積年の年を重ねてきた努力の実が結ばってきており，特殊の研究という名前で特殊の経費をもらってできてきた。話が先に飛びますけれども，今度の15周年記念のための論文集は800ページ2冊，150万円文部省からもらってやったということは，社会科学研究所としては一つの大きな仕事ですね。そういう形でだんだんにできてきたわけで，今までずいぶんご苦労であったと思います……。

大内　その方向を拡大するということが望ましいね。そのことによって文部省も，政府も，日本の文化科学というものと，日本の政治をもっと結びつけるような考えをもつようになり，その考えに立って予算が組織的になれば，日本の学問の研究が合理化し，ムダがなくなる。そのような努力が望ましい。

II　各国における研究所の予算・運営と日本の研究機関

我妻　ドイツやアメリカの研究所の予算はどういうふうになっているか，大内さんご存じありませんか。

大内　ぼくはよその国は知らないが，ソ連・中国は，その点については実にたいしたものだ。これらの国ではアカデミーの大将，中国では郭沫若，科学院の大将，これが内閣における有力な発言者なんだ。彼は，予算を決めるときに，軍事と同じような意味において，これだけはおれのところによこせということができる。そういう風にしてとった予算を，彼は自己の権限において方々へ分配する。だから文教全体について一つの中心がある。予算をとる中心，それを与える中心がある。この中心において，自然科学のうちどれをやるか，航空の研究のうちどれをやるか，社会の問題のうちどの問題を優先するか，そういうことはその科学院で決めるのである。ロシヤでいえば，アカデミーで決める。決めるばかりでなく予算の分配もする。そういう組織が日本では全然ない。日本では下からの要求はあるが，文部省は全体をとってきてそれを分けるということはない。毎年毎年下からのパッチ・ワークはあるが上からの建築はない。これでは科学の進歩が大きい歩調をもつということはあり得ない。そこでいつまで経っても，セントラルライズドされた科学政策はない。

我妻　ソ連・中国までいったら，また違ってくるだろうが，その場合懸念されるのは，どういうテーマをどこで決定するかということまで統制してしまうでしょう。そこが問題だね。

大内　そこが問題だ。それがデモクラティックに各大学の意見を聞いてやるようになっていて，それが理想的に実現しておればよいが，そうはいっていないのではないか。

我妻　そこに問題がありますね。ぼくはアメリカの一つの例しか知らないんですけれども，さっきいったぼくの長男ですね。バークレーの人間関係研究所のアソシエート・リサーチャー。その研究所の予算はどうなっているか全然知りませんが，金はそんなにないらしい。そこでアンビシャスな教授は，特別のプロジェクトをこしらえて，フォード・ファウンデーションあたりに持込む。ちょうど社研が文部省の科学研究費や，機関研究費に申出ると同じようにですね。フォード・ファウンデーションにはあっちこっちの大学の研究所から申込が集まってくる。それを審査してファンドを分けてやる。それを分ける機関は実にえらいものだね。非常に詳細に調べて，こっちにはやる，こっちにはやらない。そのやるという金はなまやさしい金じゃない。日本から1人2人学者を連れてきて働かせる月給まで入る。そういう金が入る。そのかわりまずいことをやっているとくれないからね。そこで自由競争が行なわれて，アメリカはアメリカなりの自由競争のプリンシプルと金持のファウンデーションの関連の仕方で，全体としての合理性もだいぶいいところにいっているのだろうという気がする。

大内　フルブライトのやり方だってそうでしょう。その点になると，アメリカは民間的にやってはいるけれども，なお多少のデモクラティックな合理性をもっている。最もひどいのは日本じゃないか。

我妻　ドイツ，フランスはどうなっているんですか。

大内　ぼくは何も知らないけれども，イギリスが近ごろ新しい型を打出しつつあるのじゃないかという気がしている。というのは，イギリスでも政府が各大学の研究所に金をやるようになった。昔は全然やらなかったでしょう。これはイギリスの学問について社会保障だろうと思う。日本ではそういうことが全然進んでいない。そこに問題がある。ソ連，中国のように上からやるのがいい

かどうか，それは別の問題だけれども……。

我妻　ソ連，中国は日本では近い目標としてはちょっと別だね。だから，ブリティッシュ・カウンシルあたりでどうやっているかね。ドイツのマックス・プランク研究所がどういうふうになっているか，社研で調査したらどうですかね。

鵜飼　アメリカは研究に寄付すると，課税対象から控除されますね。それを日本でやれば，我妻先生のいわれたようなものが多少できますね。

大内　ある程度，今度やります。

鵜飼　今度できたのでも非常に少ないでしょう。あれをもっと強化すればいいけれども，アメリカでは徹底的にやっている。それは研究に寄付するから，政府にいかないで，我妻先生がおっしゃったような自由競争の方でいい研究ができる。

大内　それも一つの重要な点ですね。

我妻　日本は文部省の機関研究費も相当のウェイトを占め，それから金持も金を出してくれるという両方でいくだろうが……。

大内　それは大学管理の問題と同じで，そうなると，文部省にまかせては困るんだ。そういうふうになると，これは非常にむずかしい問題が起る。つまり各大学，研究所がどういうふうにそれを分けるか，その問題はむずかしい。しかしそれを発達させない限り，社会科学について政府がそれを保護するという合理的な方向はないことになり，ますますへんぱな独占の弊が生ずる。

南原　これはひとり研究所だけでなしに，大学自身の問題にもなるので，研究費の問題は大事な問題ですね。ことに今，みなさんのお話のほかに，日本でとくに大きな問題になり得るのは自然科学研究関係のものでは，各官庁が膨大なものをもっているでしょう。その意味からいうと，その間の調節をどうするか。ことに文部省が所管するとして，文部省がとにかく自分の管轄の学校，あるいは研究所に研究をやってもらう予算はうんととるとか，そういうことをやらないとだめだね。

大内　それは南原さんのいうとおりだ。たとえば労働問題については，労働省は前に前田さんいま中山君のやっている日本労働協会をもっている。農業については農林省に膨大なものがある。植民地問題については，東畑君のやっているアジア経済研究所がある。教育については文部省が教育研究所をやっている。ああいうふうにするから，大学の研究は無視される，少なくとも非常にアカデミックなものだけに限られる。そしてその研究が実際との連絡を失う。それを意識しているかどうかは別として，実際にそうなる。その点においては日本の科学政策とくに社会科学政策は誤っております。しかしこれには深い歴史がある。しょうがないといえば，それまでだが，ここあたりがそれを新たな課題にすべきでないか。

南原　同時に戦後はその点で実際に変ったはずなんです。ということは，文部省を仮に中心にして考える場合に，いろいろ文部省から大学その他に，管理問題だって注文するかわりに，その施設費や研究費をうんととるという意味のサービスだね。それはイギリスと同じことで，イギリスの文部省のように新しい大きな仕事で，それが力のある文部大臣の仕事である。そういうことになったはずなんですよ。

大内　はずだが，やらなかった。やれなかったのかな。

我妻　やったはずというが，はずまでいかないよ。(笑)

南原　やるはずになっていた。

我妻　ＧＨＱがいたときに，スタック，科学技術行政協議会ですね。あれを作って，科学技術の研究に費やす日本のすべての予算は一応スタックをとおるということにしたんです。それで，各官庁がもっている研究費，少なくとも委託研究費だけでもといったのですが，ＧＨＱがなかに入っても，なかなかむずかしい。

大内　日本のデモクラシー，科学のデモクラシーの問題と日本のセクショナリズム，ことに官僚的なセクショナリズムとの争いにおいて，日本のデモクラシーは負けた，全部敗北だった。だから，日本の科学政策は金を使う割合に科学のオーガニックな研究はすすまないということになる。個人は偉いけれども国はだめだということになる。

12　発足当初の社研の陣容

南原　話は前に戻るけれども，いよいよこれが発足するということになって，研究員の有能な方を全国から集めて，ことに初代の所長をだれにするかということが大問題であった。これで将来の社会科学研究所の運営が決まる，これは大内さんに篤と相談して，矢内原君にした。

大内　あなたの案だった。

南原　一致したんですよ。(笑)

大内　全く一致したね。

南原　彼がやってくれて，研究所ができたけれども……。

大内　彼はなかなかやろうといわないで，南原君もこまっていた。それで二人で説得してやっと承諾させたね。

南原　研究所の場所がなくて，19番教室をつぶして，きゅうくつな思いをさせましたけれども，また人もなかなか大学教授のレベルの人を一ぺんに集めるということは平時ではできない。それが幸か不幸か，ここにおられ

る方を初めとして，京城帝国大学がああいう運命になった。そういう人があすこにいい按配におられて，それを迎えることができた。これは日本の国家的な見地からいって，人材の分布の上からいってよかったと思う。

大内　そのときに宇野君が入ったんでしょう。ちょっとあとですか。宇野君の入るときもぼくは矢内原君に感心したね。ぼくは宇野君を希望したけれども，あまり親しい人なので，すいせんすることを躊躇していた。イニシァティヴをとったのは矢内原君だった。ちょっとびっくりした。宇野君がくるのか，(笑)と思った。

高橋　私は昭和22年です。初め嘱託みたいな形で，矢内原先生の時代です。

鵜飼　私も我妻法学部長から電報をいただきました。そのとき私は何もしておりませんでした。京城から帰って，仕事としては法政で教えていたのと，戦犯の調査室を少し手伝っていました。

有泉　私は法政大学法学部再建というものを我妻先生からいわれてやっていて，そのうち社研の方へ……。

大内　経済では嘉治君，遠藤君，（大内）力が初めからであった。氏原君が経済学部の助手から社研の方にきた。

鵜飼　最長老は山之内一郎先生と宇野先生でしたね。

我妻　山之内君はいつ入ったかね，最初からかね。

大内　ロシヤがないというので，山之内君のすいせん者は我妻君だよ。

13　発足当初の社研，学部と社研

有泉　社会科学研究所のあるいは研究所というものの世界的展望をうかがったわけですが，東京大学の内部におかれた社会科学研究所，その担当分野として法律，政治，経済という広い領域を持つ研究所に対して，当時の法学部あるいは経済学部はどういうイメージを持たれ，どういうことを要求されていたのでしょうか。

南原　それは私が皮切りしますけれども，さきほどのお話のように，両方から協力した一つの総合的なものをやろうという体制ですから，本格の専任の所員たる所員のほかに，兼任所員が法学部，経済学部から出るということで，協力体制が初めからできていた。それでずっときている。人もわかっていますけれども……。

有泉　それはずっと後のことですけれども，途中で崩れたんです。今はもう一ぺんそういう連絡を密にするために何か方法はないかということをみんなが真剣に考えている状態ですけれども。

南原　初めの間は問題がなかった，そういう体制だったでしょう。

我妻　管理経営の面だと，まだ設立早々で，社研の方のプロパーの人たちも専攻もない。新しい人を選ぶのにも知合が少ないということで，管理の面ではこちらから兼任なんかで行って手伝いをする。しかし，実際に研究をやるというところでは，社研が特別のテーマを作って共同研究をしていく場合に，人が足りなければ法学部の適当な人が手伝う。しかし社研からはこっちの講義を手伝ってもらわないというのが本来の建前のようだったと思う。講義の能力がないということではなく，もっぱら研究に専念して学部の教授とは別の仕事をしてもらいたい。ところが，この理想は実現されなかった。法学部は人が少なくて，講義に追われるから，心ならずもお願いせざるを得なかった。しかし，それはあくまでも変態的現象……。

有泉　法学部は比較的頼みにこられる場合が少なかった。たとえば法学部が引きうけている経済学部，教養学部における法律関係の講義を手伝ってくれというような場合が比較的多かった。ところが経済学部の方は比較的最近までずいぶん使われて，そのうちに使っているばかりでなしに，とっていってしまってね。(笑)

我妻　大内さんはその点，どういうふうにお考えになるの。講義をするということ……。

大内　そういう考えは初めはなかった。経済学部は非常に教授が少なく，講義力が不足していた。法学部に比べてもそうであった。というのは教授助教授合せて何人かしかいなかった。今は30人ぐらいいるけれども。そういう実情のためやむを得ず非常にたくさん講義をたのんだと思います。とくにたとえば宇野演習というのが有名有力であった。

我妻　演習を手伝うのはいいね。

宇野　社研のほとんど全部がやっていた。

大内　経済学部は創立以来，演習を非常に重んじた。これはヴェンチヒ，高野の方針であった。そこで社研の人もみな演習をやってくれたし，やらねば手が足りなかった。

我妻　社研として大学院の学生は受持っておられるわけでしょう。

宇野　社研としてじゃなくて，学部と一緒にやっていた。

我妻　現在も？

有泉　現在も一緒です。社会科学研究科というのがあって，大学を出て10年以上の研究歴のある者は，社研の人でもほとんど手伝っている。今度社会科学研究科が法学，経済学，社会学にわかれるようですが，原則はかわりません。

宇野　あれは南原総長のときに，大学院は学部や研究所と別に大学院委員会の下に構成されることになったものですから，学部，研究所の区別なくそれに参加したわけです。

南原　これは社研に限らず，研究所と学部の関係があるので，我妻君からお話があったように，出発点は研究所は研究所であった。ところが研究所によっては，少し手持ぶさたのことがありますし，研究ばかりやっていて，脾肉の嘆の人もあるし，他方，頼まれてめいわくする人もあるけれども，制度的には宇野君のお話のように，大学院ができて，社会科学関係の部門に大多数の先生方，研究員が参加した。それは制度的によかったと私は思う。大学の研究と同時に，これは一つの奨励にもなりますし，成績が上りますので，非常によかったと思う。これはずっとあとのことです。その間に発展の上に消長があるんだ。そこまでいきたいんだけれども，きょうはこれでいっぱいになっているんじゃないですか。(笑)

だから，望むことはせっかくみなさんの努力で，戦後とにかく東大としては初めての社会科学研究所ができたのですから，いろいろな問題があり，困難な問題がございましょうし，現在もいろいろあろうけれども，これはひとつ発奮して，ますますよくしてもらいたいというのが，われわれの願いであるわけですね。

大内　そうですね。

14　共同研究のあり方

宇野　共同研究というのが学問的には仲々むずかしい。

大内　むずかしいけれども，それを発展させることを社会科学研究所の一つの任務だとした。それが最初の目的でした。これはむずかしいけれども，むずかしくても，予算をとるという方面と，実行するという方面で，やはり将来努力目標にしてもらいたいね。

有泉　あとで高橋所長からしめくくりのあいさつがあると思いますが，言訳というか，私個人の経験ですが，共同研究というのをわれわれは少し誤解をしていた。ごく最近気がついたけれどもそれは共同プランを立て，共同に調査をし分析をするまで全部やらなければ共同研究でないと思っていたんですね。そうすると，非常に負担がかかってむずかしくなる。宇野所長時代に，社研に初めて文部省から特殊研究費がきました。はじめて文部省から公の共同研究費が来たのですから，さあみんなこれに参加せよと，少し意気込みまして，地方の調査を始めたんですが，どこかでオーバーロードになったり，少しいさかいがあったりして，調査の段階で崩れてしまった。共同研究ことに実態調査などは，みんなで共同にプランを立てて，調査は誰かが中心になって学生を使ったり，少数でやって，終いに分析のところでもう一べん共同でやる。これでいいのですね。これは我妻先生にうかがった記憶があるのですが，アメリカなどではプランは非常に綿密に立てる。これには十分に時間も労力もかける。あとは調査マンにやらせる。これは金があるからできることでもある。ところが社研ではスタッフをみんな動員して調査をやろうとしたためにだめだったんですね。

我妻　そこまでやる必要はないね。合議体で判決を下すわけではないから，それまでやる必要はない。合議で判決文書を書くようなのが共同研究だとは思っていない。やはり共同のテーマで分担とアプローチの仕方の大体を決定すれば，それから先は各自自主的にやる。全部できあがったものをみれば一つの目標に行っているということでいいんじゃないですか。

大内　それでいいね。

我妻　大内さんはいろんな点で優れた方だが，とくに大勢の学者を集めてこういうふうにやれと分担と方法を授けて，それを総合的目的に向わせる特殊の才能をもっている点は実に偉いと思っています。こういう人が共同研究の指導者となれば，お世辞でなしに，理想的にできると思うけれども，実際問題としてそれはなかなか望めない。だから，それを理想として共同テーマ，たとえばこの記念論文集第1篇の「農業・土地所有の諸問題」で結構でしょう。それを各国について専攻者が研究する。専攻者がないために穴があいているところもあるかもしれないがそれはそれで止むをえない。だいたいこういう調子で，各自それぞれ担当のところをやれば，集まったことが共同研究の成果になりましょう。ただそれぞれの研究の方法論にどれだけ共通性があるかは問題だろうけれども。もっとも共同調査となるとまた話は違う。

大内　これは共同調査じゃないでしょう。

我妻　第4篇，第5篇あたりから，だいぶ諸問題が雑然としている感じだけれども，第2篇，第3篇ぐらいまでは……。

大内　たいへんいいですよね。

15　外国研究のあり方

有泉　もう一つ社研には外国部門と本邦部門と称するものがある。

高橋　本邦部門が6部門で，外国部門が5部門，全部で現在は11部門ですけれども，外国部門はアメリカ，ソ連，イギリス，フランス，中国，本邦部門は公法，私法，政治，経済産業，財政金融および社会調査，日本関係部門と外国関係部門とは，現在は6対5の割合になってお

ります。

南原　これは先ほどお話しがあったように，設立のときはどっちかといえば，比較研究，今日でいえばエリア・スタディズに重きをおいた。もちろん日本もやらなければならぬ，それはあってもよいけれども，したがって将来の研究は，日本だけが多くならないように，その場合でも必ず主な各国のタイプにあるものを出すように，社研としては，それは半分以上あるようにやらなければならぬとぼくは思うな。

有泉　ところが最近，この数年，あるいはお聞きおよびと思いますけれども，東京大学のなかに国際問題研究所を作ろう，そこでエリア・スタディズをやるという構想が出てきて，東京大学としては文部省へその予算を請求するというところまできております。そこでそれと社研の外国部門がどういう関係にあるべきかが問われたわけです。それは南原先生が，最初にいわれたように，社研としては比較研究のためには各国一部門でも必要なので，これをとられては比較研究ができないということで，抵抗しました。そして社研の外国部門を消せということはいわれなくなっております。しかし，本邦部門と国際部門との関連，これは宇野所長の時代にたいへん苦労された問題です。社研は本邦部門から問題を提出して，外国部門が各国の比較研究でこれに参加する。そういうものがあるべきかどうかということでした。しかしはっきりとそこまで固まらないものですから，宇野所長は社研星雲説というのをとなえられた……。

我妻　法制局へ行って説明したときのことで，一つ思い出したのは，たしか法制局は最後にこういうことをいったね。アメリカ部門，フランス部門とあるが，たった一つでアメリカのことがわかるか，フランスのことがわかるかという質問を受けた。そのときにぼくは，こう答えたと記憶します。この研究所の目的は日本の国策，立法に参考となるものを提供することである。何か具体的な例をあげたかどうか忘れたが，何か一つのテーマを捉えて共同研究をするときに，法律，経済中心にアメリカなりドイツなりの，その問題についての大綱を研究して，その共同研究に参加するのが外国部門の任務だ。だからアメリカ法，ドイツ法の大綱を心得ていて，具体的に問題になったときに，アメリカやドイツのそれを調べる能力があればいいのだ。たくさんくだされば それに越したことはないが，一つでもやれるのであって，英米法として講義するのではない……。

宇野　それは我妻君から前にも聞いたことがあるので，ぼくは所内の問題としては多少それを利用した点もあるんですが，本邦部門を主にして，比較研究を従にして，それでやっていこう。そうしないと，ちょっと説明がつかない。そういう方向でいつも主張してきたし，また具体的に問題になったこともある。たしか中国部門が問題になったとき，東南アジア，その他のアジア研究をどうするかという形で，矢内原さんはアジア研究を非常にやりたがっていられた。ところが，われわとしては，アジア研究をやって，われわれの本邦の産業経済，法律にどういう関係があるかということに問題があった。それでぼくは矢内原さんともいろいろ議論したことがあるんです。結局，今はどういうふうになっているか，そのときはできなかった。

高橋　まだありません。東南アジアは東洋文化研究所がぶりかえで作りました。インド関係の講座はそののち文学部にできました。いまのところ，みな社研をすどおりしています。

宇野　講座にあたる部門の増設によって拡張するということになるのでなかなかむずかしい。何か理窟をつけなければ拡張されない。しかしそういう拡張では一人二人で何ができるかという問題が必ず出てくるんです。しかもそれはわれわれ自身の社会科学に関する考え方にも関係してくるので非常にむずかしかった。根本問題は勿論この後者の方にあったといってよい。そしてそれは今も，また今後も常に問題となる点でしょう。

大内　矢内原君のは初代所長として一つのアイデアであった。それは彼の植民政策の理想で，彼の本のなかにすでに出ているんだ。南原君がよく知っている内村先生の日本と世界の人とが一つになるという理想的のシステム，それが植民政策の理想であった。そして戦後において東京大学の自分の講座を国際経済と名付けたのも同様のシステムのためであった。だから国際経済といっても，矢内原君のは日本のための国際経済なんです。で，日本のための国際経済であるから，それの中間項としてアジアが入っているということになる。だから日本，アジア，世界との関係を，法律と経済と両方の面から攻めようというのが，彼のシステムであった。それは一面からいうと帝国主義にみえるけれども，他面からいうと，完全に帝国主義反対である。これが研究の目標であった。だからこんど社研のほかに今一つの国際問題研究所が出来るという話はぼくにはショックだった。というのは，矢内原君がびっくりするだろうという意味においてだ。それは社研は十分に任務を尽してないから別のものを作るという感じを禁じ得ない。このプランは誰がイニシァティヴをとったかということはぼくは全く知らないが，いずれにしても率直にはそのように感ずる。

南原　私もそれを間接に人から聞きましてね，多少心

配していたんですけれども，それをいったん乗切った米国研究所だけにするという案もあると聞いていたけれども，有泉君のお話のように，国内か国外か，それは創立の趣意を重んじて，もとより変化があっていいんですからいいけれども，忘れてはならないのは，日本だけに閉じ込もった日本だけの研究ではなく，国際的な比較研究をどこまでも入れてやられるということが大事だと思うな。

鵜飼　内村先生の墓碑銘は，余は日本のため，日本は世界のため，世界はキリストのため……。

大内　矢内原君の人生はそれで貫いている。植民政策も社研も総長も，彼自身もそれで貫いている。

宇野　われわれが歴史的研究を重んずることが矢内原さんにはどうも気に入らなかったようです。もっと地域研究的なものをやらなければいかぬというので，始終議論したんです。アジア研究をふやすかふやさないかというのもその一つです。

鵜飼　内田君が所長時代にアジア研究を組織したんでしょう。

内田　5年まえに組織ができて，その後，総合研究や機関研究の形で研究費を受け，ずっと続けてやっております。現在も続いているけれども，形式上は社研だけの組織とはいえないのです。全国の二十数個の研究機関が協同してアジア地域総合研究組織という名称のもとに，社研がかなり立ちいったお世話をしてやっているんです。

我妻　国際問題研究所は国際問題を国際問題として研究するのか……。

高橋　いいえ。エリア・スタディズで，アメリカ，ソ連，イギリス，フランスなどの地域の法律，政治，経済や社会の研究で，それを東京大学では概算要求を出している。文部省では社研と事実上ダブっているという立場からそれを握りつぶした，というようにきいています。

鵜飼　国際関係それ自体のものならば……。

我妻　エリア・スタディズはそういうふうになりやすいではないですか。なぜ日本人がエリア・スタディズをやるかといえば，結局は日本のためだろうけれども，社研が日本のいろんな問題を研究するときに，外国部門の人が参加するのとは意味が違うでしょう。

宇野　矢内原さんの国際問題研究はさきのお話でもその意向がわかるとは思う。国際関係論の研究が駒場でもなされているが，あれもそういう意向と関係があるのでしょうね。

鵜飼　あると思いますね。あれの支えになる研究ならばいいんじゃないかと思いました。

宇野　矢内原さんは後には駒場の方に相当力を入れていられたようだ。

南原　政治学でいうインターナショナル・リレイションズとエリア・スタディズとは違う。国際関係それ自身の一つの問題があるわけで，むしろ理論的な問題も十分あるし，主な地域的な研究を実証的にやるのと国際関係というのは違うんじゃないですか。

高橋　このいわゆる国際問題研究所は英訳もできていて，インスティテュート・オヴ・インターナショナル・リレイションズ・アンド・エリア・スタディズなんです。本来の意味の国際関係はほとんどなくて，エリア・スタディズを中心とするものなんです。

有泉　南原先生がおっしゃったように，今のところアメリカの方にしぼって文部省をなんとか口説こうとしている。

南原　アメリカ研究だけをやるというなら意味があるけれども……。

内田　外国研究について矢内原先生がどういうことをお考えになっていたかということについて，一つの参考になる資料として申上げてよいかと思われることがあります。私が所長になって間もなく，先生とお話する機会がありましたが，その節，社研の外国部門はどうするか，今のところではしょうがない，どうかすべきでないかという話が出ました。先生は，今の社研の外国部門じゃしょうがないと強調されました。

鵜飼　小さ過ぎるということですか。

内田　いろんな問題があるとお考えのようでしたが，その点も，たしかに問題とされていました。それから間もなく国際問題研究所案が出てきたのです。私は，まえのお話はやはり一つの伏線だったのかなと，そのときにも思ったわけですが，その年の暮に総長が交代したのです。

高橋　総長が交代されたときに，茅総長はこれは矢内原さんの遺産だからという点から出発しましたね。

南原　文部省，政府からみたらおかしいですよ。ダブるからね。諸君の奮発が必要だね。（笑）

大内　インターナショナル・リレイションズを大いにやるのはいいけれども，どういう方法でやるかということは問題だね。

16　おわりに

高橋　きょうはいろいろ励ましのお言葉や貴重なお話をいただきまして，まことにありがとうございました。また先生方のおひまのときには社研においでくださいまして，いろいろ御指導いただきたいと思います。今夜はたいへんお疲れのところ，ありがとうございました。今

後とも社研の一そうの発展のためにお見捨てなく，ひとつよろしくお願い申上げたいと思います。

【別添資料】

社会科学研究所設置事由

本研究所の企図する所は広く世界各国の法律，政治，経済の制度及び事情に関し正確なる資料を組織的系統的に蒐集し且つこれが厳密に科学的なる比較研究を行ふにあり。抑々大学における社会科学の研究が一方我国の現実に立脚しつつ而かも他方海外諸国に於ける法律，政治，経済の実勢を常に省察し対照しつつ確乎たる地盤と広き視野との上に立つてその歩を進めざるべからざるは言を俟たず。然るに従来の我国諸大学に於ける社会科学の研究は或いは単に抽象的学理の探求に終始し或いは不完全なる資料に基き杜撰なる帰納的論断に傾ける嫌なきに非ず而して是の如き欠陥の存したる理由は他なし。社会科学の研究をして右の理想を達せしむるが為には資料の広汎且精到なる蒐集と其の資料に対する不断且厳密なる理論的分析とを不可欠の要件となすにも拘らず我国にはかかる施設の見るべきもの殆んど一つも存在せざりしが為なり。而もかくの如き施設の必要なる所以は右に尽きる事なし。我国今後の立法乃至施策の計画の樹立とその実行のためにも緊要かくべからざるものなり，蓋し一国の立法乃至施策が其の国の現実の事情を正確に把握すると共に諸外国の実情を研究し之を他山の石となすべき事は因より言を俟たざる所なるも我国が今後民主主義的平和国家として諸政の一新をなすに当りて是の必要著大なるものがある為なり。

右の如き事情に鑑み本研究所は冒頭に記せる本研究所の企図する所を実現する事により一つには大学に於ける社会科学の研究を愈々益々現実の上に深く基礎を置く確乎健全なるものたらしむる事を期すると共に二つには将来政府乃至帝国議会に対し時に臨み必要に応じ本研究所の調査研究の成果を提供して国家政策の樹立に寄与貢献せん事を期するものなり。

「社会科学」について

社会科学と云う言葉は，自然科学に対して，社会現象を攻究する科学，経済学，法律学，政治学等の一群の科学を総称する名称である。

併し自然科学から区別されるこれらの科学は，社会科学と云うほか，屢々他の名称，即ち文化科学，精神科学，特にわが国では人文科学等と呼ばれて居る。このやうに種々の名称が存在していると云うことは，それ等一群の科学が自然科学に比して遙に複雑であり，その本質に関する学者の見解が一致して居らぬ事を示してゐると考へられる。而してこれ等種々の名称は，一般に自然科学に対して自己を区別する場合に用いられ，それ等相互間には必ずしも厳密な区別をもって用いられて居らず，各々について明確な定義を下す事も困難であるが，大体次の如く考へられる。

社会科学の研究の対象は人間の社会である。併し人間は社会から作られるものであるが，社会も亦人間の作るものであり，人間が与へられたものの上に作るものを文化と称するから，社会も又其の意味からひとつの文化に属し，従って社会科学は自然科学に対して一般に文化科学と称し得る。また文化は自然に対して人間の作るものであり，それは人間の精神の表現或は客観化された精神と見られ得るとすれば，文化科学と云う一般的名称の代りに精神科学と云う名称を用ふる事も理由のないことではない。

併し社会は文化的なものであるが，文化は社会の作るものである。社会は主体であり，文化はその表現である。そこに作るものと作られたものとの区別が考へられるとすれば，社会と文化とは原理的に区別する事が出来る。社会は自己自身に与へる組織であり，文化はその精神的表現である。経済，法律等を芸術，宗教等の如く所謂精神科学と比較すれば，その間自ら差異が認められるのであって，前者は社会の一層基礎的な要素であり，社会現象としての性格も一層明瞭である。それは社会的意味，即ち社会を担ひ手として成立する意味に関わってゐる。然るに芸術，宗教等は内面的意味或は精神的価値に関連して居り，本来それに関心し，それを理解し得る人間にとってのみ存在する。尤も芸術，宗教と離れそれが外に表現され，作られたものが作る人間から所定のものとなし，社会的力として働くことになり，それ故精神的文化と云はれるものも社会科学の対象として考察される事が可能であるのみならずまた必要である。併しこれは本質的には内容的意味或は精神的価値に関するものとして，この本来の研究は精神科学と称する方が一層適切である。右の如く考察すれば，自然科学に対する一般的名称としては文化科学があり，そのもとに社会科学と精神科学とが対象のそれぞれの方面に従って区別して考えられる。

本社会科学研究所の掌る社会科学とは右の狭義の意味に於てであり，従ってこれを主として経済，法律，政治等社会現象としての性格が明瞭なものを社会的価値或は

社会的意味の見地から実証的に研究せんとするものである。尚我国に於ては人文科学なる言葉があるが，これは天文，地文と云う語から出たものであり人間全般に関する科学と云ふ意味で自然科学に対して用いられて居り，この意味で前述せる文化科学と同様な内容を有し従って狭義の社会科学より広い対象を有して居ると考えられる。

〔以上は，東大庶第３９４号として東京大学事務局に保存されているもの。昭和２１年４月５日起草，同４月１８日（文部省へ）発送。ただし，日附は３月３０日となっている。仮名づかいは原文のまま。〕

社会科学研究所の設置について

南　原　　繁

一昨年終戦直後のことである。確か９月の末か10月の始めであったかと思う。私が法学部長をしてゐた時に，法学部内の制度調査委員会の席上において，法律・政治・経済に亘る広範な研究所を立てようといふことが議に上った。その後次第にこの計画が進み，法学部の発案に経済学部も提携し，各々の教授会の議を経てここに社会科学研究所が具体的に設立の運びとなるに至ったのである。

その設立の大なる動機は，戦時中を通じて日本は一国の政治・経済の調査，ひいては国策の樹立という基本的政綱が軍部のイニシアチーヴの下に置かれ，政治経済の計画の基礎となった調査，研究には数多の学者も加わっていたが，これは戦争を目的としたものであり，従って学問的立場から見て頗る非科学的であり，歪められたものであった。そしてこれが結局日本を今日の破局に導くに至ったのである。併し，その結果軍部自身が廃せられた今日，純粋に学問の立場から，戦後の復興，平和民主国家及び文化日本建設のために，真に科学的な調査研究を目指す機関の必要なるを痛感せしめられるに至ったのである。そこで我々は戦後いかに疲弊の状態にあるとはいへ，せめて東大が中心となって研究所を設立し，この重大なる課題に手を染めようと思ひ，今回の挙に出たのであった。

不幸にして従来日本には法・政・経を統合しての研究所は無かったのであるが，われわれの社会科学研究所は自然科学部門に対し，正に社会科学部門における綜合的な研究を意図し，画期的な，アンビシャスな構想のもとに生れ出でたものである。ここに忘れ得ないのは，時の文部大臣前田多門氏がわれわれの意図をよく理解せられ，その協力を得て，国家的見地からこの研究所の計画案が採用せられ，設立予算の通過を見たことである。

さて社研の構想乃至目的，特色とするところは次の三点である。第一は世界的な比較研究の基盤の上に置くことである。今までは資料が偏在的であり，殊に戦時中は全体主義的枢軸側に限定せられ，研究の客観的基盤を欠いてゐたのである。しかも戦後においては，またその反動として英・米が学問の中心となり，専ら研究の対象となる傾向があるが，併しこれでは不十分であり米・英研究を振興すると共に，中央ヨーロッパと，新しくソ聯の研究が頗る重要な課題である。又特に我国に最も近い中国の研究を取り上げねばならぬ。かうしてわれわれの研究は世界的基盤の上に立てられることを強調したい。

第二は綜合的研究である。今までの学部の研究は非常に専門化せられて居り，かかる分化の傾向は学問発達の当然の結果として喜ぶべきことではあるが，併し又一方において学問の綜合的研究が必要である。自然科学の方面においても，理工学部が協同して研究に当れば新しい学問的成果が得られるのではないか。各学部のそれぞれの専門的研究と共に，本学が綜合大学として綜合的研究の機能を発揮することが大切であると思ふ。かかる意味において自然科学の方面においては新しく理工学研究所が昨年設置されたのであるが，これに対応して設立されたのが社会科学研究所である。

第三は理論と実際との関係を新たに反省することである。われわれ大学に在る者はアカデミーとしての原理的研究を忘れてはならないが，日本の学者気質として実際問題を取扱ふことを避けたがる感あるに鑑み学問の社会的活用について考慮するところが無ければならない。この点英米においては理論と実際との融和は，かのプラグマチズムとして大なる成果を挙げているのである。哲学としてのプラグマチズムには問題があるが，われわれは以上の点においての長所を認め，常に理論と実際との結合を考へ，学問の研究を国民生活の基底にまで滲透せしむべきであると思ふ。軍部の擁せる参謀本部等の調査機関が廃せられ，又民間の調査機関も大原社会問題研究所は殆んど活動停止状態にあり，満鉄調査会等廃せられた今日，今後の日本において東大社会科学研究所が持つ責務は重く，その果す役割は大であらう。

次にこの研究所が計画された時その名称が問題であったが，広範な研究領域を持つ社会の科学的研究の重要性に鑑み，社会科学研究所と名づけたのである。凡そ十ケ年前までは社会科学研究の名は左翼理論研究の代名詞の

如き観があり，特定の評価を受けて来たのであったが，われわれは最初から敢て社会科学なる名を掲げて出発したのである。併しながら社研は，これにより何らかのイデオロギーの上に決して立つものでもなく，普遍的真理に基づく科学的研究を行ふものである。同時に，近代において科学的研究といへば自然科学的方法に依拠する如く解せられる傾向があったが，社会科学は他ならぬ人間の営む社会現象の研究であって見れば，人間の物質的基礎から高く精神生活を貫くところの社会科学固有の研究方法が考へられねばならぬであらう。

以上の如く社会科学研究所は新たなる意味と使命を以て発足したものである。

併し構想が雄大であり，機構がいかに整備されようとも，社研の事業の成否を決するものは，究極においてはそれに携はる人の問題である。然るに此の問題については所長に矢内原教授を迎へ，且つその協働者として有能なる教授その他の諸君を得たことは，われわれの大いなる喜びとするところである。なほ注意すべきことは，教授のみならず学生諸君がこの研究所の活動に協力せんことである。諸君の学生生活においてこれまでの試験のための勉強といふ如き功利的な勉学方法を一擲し，各自自己の関心と能力を傾けて，この研究所における共同研究に積極的に参加されんことを望む。

然らば，この研究所が学問の進歩と祖国再建のために寄与せんことは，われらの所信であり，共同の努力によってそれが達成されんことを私は深く期待する者である。

〔本研究所創設当時の東京帝国大学総長。昭和２２年２月１日，開所記念講演会での挨拶，『社会科学研究』創刊号昭和２３年２月，所載〕

2. 社会科学研究所の30年 ―その1―

日時　1976年7月17日
場所　社会科学研究所所長応接室

出席者　鵜飼　信成　有泉　亨　内田　力蔵
高橋幸八郎　加藤　俊彦　氏原正治郎
高柳　信一　渡辺　洋三　岡田　与好
柴垣　和夫（司会）

1　はじめに

岡田　本日はお忙しいところをわざわざおいでくださいまして，大変ありがとうございます。ご承知のとおり来年は東京大学創立百年を迎えるわけですが，その記念事業としまして，東京大学百年史編纂の準備が全学的にすすめられております。私どももその一部局としての歴史をこの百年史のために書くことになっています。しかし来年は当社会科学研究所も創立三十年になりますので，所員会での討議の結果，この部局史にとどまらず『社研三十年史』を独自の立場で編纂しようということになりました。つきましては，この『社研三十年史』の編纂の準備作業の一つとしまして，歴代の所長として本研究所の運営にご苦労いただきました諸先生方に，当時のお話をうかがいたいと思いまして，本日お集りいただいた次第です。もっとも，宇野(弘蔵)先生はご病気，潮見(俊隆)さんは外国出張中でご欠席です。暑い中を申しわけありませんが，よろしくお願い申し上げます。

なお，この『社研三十年史』の編纂のために委員会が発足しております。今日のこの座談会の司会は，その委員長であります柴垣和夫教授にお願いしたいと思います。

柴垣　『三十年史』の編纂委員長は，当初はただいまご挨拶された岡田教授でしたが，所長に就任されたため私が後を引き継いだ次第です。実は『三十年史』そのものは，もっと時間をかけて本格的なものをつくりたいと考えております。今日の座談会は，一つにはその際の資料にさせていただくためと，もう一つ，来年の三十周年を記念しての式典に，年表を中心とした『社会科学研究所の３０年』とでもいう小冊子をつくろうと計画しており，その際に十五周年の時の座談会と一緒に本日の座談会の記録も収録させていただきたい，という二つの目的をもっております。もっとも三十年間にもわたることを今日の限られた時間だけで全部お話しいただくのは無理ですので，今日は主として，創立から高橋先生の所長時代頃までのお話をうかがえればと思います。それ以後に所長をされた先生方には，所員として当時のご記憶をお話しいただくと同時に，聞き役としての役割も果していただければ幸いです。

矢内原・宇野所長時代

2 創立時の理念と人選

柴垣 最初にご記憶を引き出すための誘い水として，こちらで調べました事実を年表風に述べさせてもらいますと，１９４５年８月に敗戦になりまして，翌９月に法学部に制度調査委員会が設置されまして，法律，政治，経済を総合的に調査，研究する新しい研究所の創設が検討されはじめております。法学部の案が経済学部にも相談され，その同意を得たのち，１２月以降，南原新総長のもとで全学的な検討がはじまりました。翌４６年４月５日付で「社会科学研究所設置事由」が起草され，４月１８日に文部省に送られています。このときの構想は１４講座です。こうして４６年８月２４日に，勅令第３９４号で当研究所が東大に附置されました。まず初代所長として矢内原忠雄先生が発令になり，次いで北米，英国，本邦公法，本邦内政，本邦産業経済の五部門が認められました。８月３１日山之内，鵜飼，有泉，林の４先生の発令があり，９月３０日に高橋勇治先生，１０月３１日に大内力先生が発令になっています。このあたりから記録のはっきりしないところがありまして，所員会記録では遠藤先生と鈴木鴻一郎先生が大内先生と一緒に発令されたことになっているのですが，辞令では翌４７年２月１４日です。１１月３０日には事務長として長谷川潔さんが発令になり，同日付で松村憲一，塩田庄兵衛の両先生が助手に採用されています。内田先生の発令は１２月２８日です。この間，１１月に法文経１９番教室で業務が開始され，１２月９日に第１回の所員会が開かれ，スタッフの担当部門が決まっております。第１部米国が，嘉治，内田，楊井，第2部英国が，末延，野田，遠藤，第3部公法が，鵜飼，有泉，第４部政治が，山之内，高橋（勇治），林，第５部経済が，大河内，鈴木，大内の各先生となっております。

そこでまず最初に，スターティング・メンバーがこのように続々と発令されていくプロセスあたりからお話しをはじめていただければと思います。

有泉 個人的なことを申しますと，４６年５月ぐらいから，我妻先生にいわれて法政大学法学部の再建のお手伝をしているところへ，やはり我妻先生から社研創立のお話しをうかがい，そちらにいくようにいわれたのです。創立時の人選は我妻先生が南原先生らと相談されてきめられたようで，私どもはほとんどタッチしておりません。創立の時は所長の矢内原先生だけが教授で，私どもはみな嘱託でした。助教授になったのは早い人で翌４７年の２月，私は４月でした。

鵜飼 普通の場合ですと創立時の人選はチャーター・メンバーが当るわけですが，社研の場合には外側に組織主体があったのです。法学部と経済学部とがそれで，法学部長の我妻先生と経済学部長の舞出先生が中心になって人選をしていったのです。創立の時の一番基本的な趣旨は，『社会科学研究』の創刊号に載っている南原先生の挨拶にもありますように，戦後の日本の方向である"平和"について社会科学的な総合研究を行っていく，ということであったと思います。これに付随する目標が大きくわけて二つありました。一つは比較研究で，アメリカ，イギリス，中央ヨーロッパだけではなく，ソ連と中国にも特に力を入れようというものでした。もう一つは戦時中に研究者が軍部にひきずられた一因として，政策決定の基礎になるべき科学的な調査が研究者の側になかった，だから今後は十分社会科学的な調査をやる必要がある，ということでした。それで人選のときには当然ソ連と中国の研究者を入れる必要があったのですが，発足時の官制の五部門にはソ連と中国が入っていなかったのです。そこでソ連や中国の専門家，山之内先生や高橋勇治君などが「本邦内政」という部門に入る，という形でやりくりしてスタートしたわけです。

もう一つの調査の方については，社研の創立者の側と創立時のスタッフの側との間に，若干の重点の置き方の相違があったように記憶しております。社研のスタッフの側では，もちろん資料の蒐集や調査ということを軽視したわけではないのですが，それだけに専念することには抵抗があったのです。

加藤 我妻先生や南原先生から社研にいってくれといわれたとき，社研をどういうものにしたいからいってくれ，というようなお話はあったのですか。

鵜飼 具体的にはなかったと思います。学部ではみたしきれないものをやるのだというお気持だけは伝わってきましたが，それが何であるのかは，これから自分たちで決めていかなければならない，という印象でした。それから，人選の問題ですが，ひとつだけいえることは，既存の大学の有力な研究者を引き抜くことはしない，という原則がはっきりあったと思います。だから８月３１日の段階で決った最初の４人のうち，私と有泉さん，林さんの３人は京城の大学にいたのをもってきたのです。

有泉 法学部系の方の人選は我妻先生が中心で，南原先生はあまりタッチされなかったかも知れません。林茂さんが決るとき我妻先生が林さんに会われた後で私に，なかなか真面目な人だね，といわれたことを記憶しています。内田君が遅れたのはどういう事情だったのですか。

内田　当初この研究所ではイギリスよりアメリカに力を入れるという意見が強く，私がイギリスの方に力を注いでいたから，そういうこともあって遅れたのではないかと思っていました。

鵜飼　こういう新しい研究所をつくる時でも，東大出身者中心の傾向が強かったようです。東京大学以外の人を推薦してもほとんど聴き容れられませんでした。

柴垣　人事に関する所員会内規が決まりますのが1950年1月ですが……。

鵜飼　これをつくる前にはいろいろな試案がありました。なかでも教授の業績審査の問題が大きな問題でした。就任後十年ごとに業績審査を行うという試案があったのです。これにはメリットとデメリットとがあって，議論が紛糾したのです。後に出てくる「助研騒動」と似たような面があり，業績以外の理由で十年後に任期が更新されない，という危険性もあるわけです。それで原案にあったこの制度は削除されたのです。

柴垣　この内規の成立過程はまた後のところでうかがうとしまして，この内規が出来てからは，人事は社研内部だけで行うことになるのですか。

有泉　いや，もっと前から社研自身の手でやっておりました。１９４８年にはもう所員会で審査委員会を選出して人事をしておりました。人事に関する所員会内規ができるまで法・経両学部で社研の人事をやっていたわけではけっしてありません。

渡辺　最初は「所員会」と「人事に関する所員会」とは分れていなかったのですか。

有泉　どこから変ったのかは正確には記憶していないのですが，途中から助手を除いた人事のための所員会をつくったのです。

鵜飼　「人事に関する所員会」内規ができる以前にも，１９４９年に所員会で人事を決めた記憶があります。私自身が推薦者だったのでよく覚えています。

柴垣　発足当時から法・経両学部から何人かの併任教授が社研に来られていたわけですが，その方たちは所員会等に参加されていたのですか。

鵜飼　併任の方が所員会に来て十分発言されるということはあまりなかったと思います。個人的にはいろいろ意見をうかがったこともありますが，会議に来られて会議をリードする，ということはなかったですね。

高柳　１９４６年に５人――高橋先生は１月遅れのようですが――お決りになって，最初に顔を合されたのは何時ですか。

鵜飼　秋です。社研の教授会をやった法学部の角の部屋でした。

有泉　その時南原先生が初めて来られ，社研ではこういうことをやりたいのだ，というお話をされました。南原先生が社研の会合に正式な形で来られたのはこの時だけだったですね。

柴垣　第１回の所員会が１２月９日ですが，その時のご記憶を何か……。この所員会で５部門のそれぞれの担当が決ったようですが。

鵜飼　大いに勉強しようと気勢を上げました。

高柳　それまでは担当部門は決っていなかったのですか。

鵜飼　ぼくは最初から公法だといわれたような気がする。

有泉　ぼくも初めに臨時に公法で，鵜飼さんが教授で，その下で助教授だった。

鵜飼　私法部門ができるまで，ということで。

3　創立時の共同研究

柴垣　１９４７年１月に英語の名称がきまり，宇野先生の発令，２月１日に開所記念講演会が法文経１５番教室で行われ，４月に入って学術研究会議民主主義特別委員会の研究を担当，となっていきますが，学術研究会議の研究プロジェクトをめぐってお話しいただきたいのですが。

鵜飼　その前に英語の名称について一言。これは「社会科学」を Social Science と単数にするか，Social Sciences と複数にするかという問題で，法経両学部の創立委員の方々が政府に説明するためにつくったらしい『社会科学について』というプリントのときにも問題になったらしく，また後に社研の方でも問題になった。社会科学の概念をめぐっての議論が単数か複数かの中にあったわけです。

柴垣　最初からすでにその議論があったのですか。

有泉　単数か複数かの議論は最初からありました。

柴垣　のちに複数にしたらどうかという議論があったときに，宇野先生が強く単数説を主張されたとうかがっていますが。

有泉　われわれも単数説でした。

鵜飼　ぼくは複数説だった。

高柳　英語名称の議論と関連して，社会科学研究所ではどういう「社会科学」を研究するか，という議論はあったのですか。

鵜飼　共同研究についてお話すればそのお答えになるかもしれません。１９４７年の予算新規要求の中に共同研究が４つあがっています。これが学術研究会議といわれるプロジェクトなのですが，そのうちＡが，『各国に

おける民主主義の思想および制度の比較研究』，Bが『日本における資本主義の発展と民主主義』，Cが『転換期における行政機構の民主主義化の問題，とくに各種行政委員会の実態調査』，Dが『労働組合運動と民主主義，ことに最近の労働争議に現われたる民主主義化の傾向の実態調査』です。このうち私らのやったCの『行政委員会』と有泉君たちのDの『労働組合』は実態調査的な共同研究で，この二つはちゃんと報告が印刷されています。AとBは理論的なもので，これは結局研究成果はその時点では出ていないわけです。

高柳　戦前に法学部，経済学部等で別個に研究がなされてきたのを，戦後になって社会科学研究所をつくって社会科学の比較総合研究をやるという場合，一体われわれは何をすべきなのか，従来の研究と比較してどういう特徴を出していくべきなのか，というような議論があったのではないかと思ってうかがったのですが。

内田　正面からの議論はなかった。ただ有泉さんがいろいろな研究班をつくろうと努力されていたのを覚えています。『資本論』の読書会なんかがそうでした。

有泉　宇野先生が中心になって，それに法律系の助手連中も加わって『資本論』を読む，というようなことは確かにありました。そういう形での理論的な研究はあったけれども，今4つあげられた共同研究のうちのAとBみたいなものは，結局まとめようがなかったわけです。『資本論』の他には「ヘーゲル研究会」もやりました。先ほど高柳君の質問された点についていうと，創立時の社研は何といっても寄せ集めで，ソ連部門の人もいれば中国をやる人もあり，それに公法，私法あり，政治史ありというわけで，社会科学とは何ぞやという議論をしてみてもまとまるわけはなかったのです。結局それぞれが少しづつ自分の関心にしたがってやっていくより仕方がなかったのです。

もうひとつ，理論の方ではなく実態調査の方で，社研全体でとりくんでうまくいかなかった例として強戸の調査があります。研究計画としては悪くはなかったのですが，別の事情で途中でまとまらなくなってしまった。

柴垣　先ほど一寸お話にでました，学術研究会議民主主義特別委員会というのは，どういう性格の組織だったのですか。

鵜飼　それまで機関研究の研究助成金というのは自然科学しかもらえなかったのですが，社会科学でも出せる筈だという話があって，申請したらかなり大きなお金がきたのです。それを4部構成で適当に配分して，先ほどもいいました『労働組合』と『行政委員会』の調査研究がまとまったのです。

柴垣　学術研究会議というのはどういう組織だったのですか。

鵜飼　いまの学術会議の前身のようなもので，1949年にアメリカの人文科学の人がきて，それを受入れるために委員会ができた……。

高橋　あれとこれとは違うのです。あれは学術体制刷新委員会です。

有泉　そういうことでわりに大きなお金がきたのですが，とにかく居る場所も決っていないし，借りてる部屋には机も椅子もないということで，そういうものから買ったのです。学術研究会議の方から，「研究のためにお金を出したのだから，机や椅子を買われては困る」という批判があった。

岡田　学術研究会議の一環として民特委があったとして，他にも民特委のようなものが他の機関にあったのですか。

鵜飼　連絡しあった覚えはありませんね。

有泉　社研に民特委があったように他の機関にも別のものがあったんじゃないですか。

渡辺　そうしますと，学術研究会議において何か報告するとか，この会議の名で報告書を出すとかいうものではなかったのですね。

岡田　当時は学術研究会議と民特委は一体に考えて，学術研究会議が親団体で民特委がそれに所属している，という風に区別しては考えていませんでしたね。

柴垣　渡辺先生が社研改革の議論の際につくられたメモには，「研究体制は全体の学術研究会議に所属し，その下で所員は英米部会，政治部会，経済部会のいずれかに所属する。各部会は毎週または隔週の定時研究会をもち，全体として月例の研究会をもつ。さらに学術研究会議の下に民主主義特別委員会が全所員のほか本学内外の研究者の参加を得て組織されて云々」とありますが。

渡辺　それは社研の組織ですね。2，3年続けて科研費が出ましたね。今紹介された報告は何年ですか。

柴垣　1951年の出版です。

有泉　そうするとこの科研費は文部省から直接もらってきたのだな。

内田　わたしの所長時代でもまだ多少そういう面が残っていました。文部省の学術助成課長のところへ人に紹介してもらって直接交渉にいって，プランさえよければそれで直に科研費がもらえる，という時代だったのです。

有泉　あとで科研費に『住宅』というのが出てきますが（『宅地住宅総合研究』，1959年度），その前に農地改革と関連させて都市の宅地改革というものをやろうという動きがあり，建設省から法学部に話がもち込ま

れ，それが法学部から社研にまわってきたことがあります。これが宅地の実態調査の第1のシリーズになります。これは建設省の委託調査で，当時の金で年に2，30万ぐらいでした。

柴垣　民特委の場合は一応部会制をとっていますから，実質的には今のグループ研究的なもののようですが，全所員が一堂に会してやる研究会としては，『社会科学研究』の合評会が定例的にもたれていたとうかがっているのですが。

有泉　第1回目は宇野先生の書かれたものを合評会でやったのではないかしら。

加藤　第1回目はいつですか。

柴垣　『社会科学研究』が出るのは1948年3月です。

有泉　合評会についてのぼくの印象は，宇野先生の存在が大きかった，いや大きすぎた。それに対する消極的な反撥みたいなものが出てきて，次第に合評会がしりつぼみになっていったように記憶してます。はじめのうちは割合定期的に，論文が出ると合評会を開いていたのですが……。

内田　私も「ベンサムの立法理論研究への序説」を書いたときに合評会をしてもらいました。その時，ベンサムの遺骨がロンドン大学に寄附されたか否かで，矢内原先生にやっつけられたことを覚えています。後にロンドンに留学してみて，私の方が正しかったことが分ったのですが。

有泉　いや，矢内原先生の批判は，その遺骨についての文章で論文を結ぶ必要があるのか，論文の趣旨とどういう関係があるのか，というものではなかったかしら。

内田　合評会は『社会科学研究』が出る前にもありました。例の12月何日かの最初の所員会をやってから年が明けて間もなく，経済学部の研究室（今の法学部の建物）でやった記憶があります。たしか公開の合評会だったと思います。

高柳　特研生の頃，したがって社研にはいる前に，社研の研究会があるというので出て，大内力さんの農村問題の報告や内田さんの報告をきいた記憶があります。矢内原所長が司会をしてられました。社研以外の方はそう多くはなかったようですが，興味のある者は自由に出席できるようになっていました。十数人で面白い会だった。

氏原　私がまだ経済学部にいたころ，宇野先生らが中心になって，山田先生の『日本資本主義分析』を読んだことを覚えています。私も報告させられました。私が助手をしていた時ですから，今お話しいただいている初期の時代のことだと思います。

岡田　今お話に出ている合評会は私が助手になった頃にもまだありました。

加藤　ぼくが『社会科学研究』に論文を書いたときには，もうなくなっていた。岡田さんが助手になられた1952年頃がさかい目ではないですか。

渡辺　ぼくは1955年に社研にきたのですが，そのときには合評会がありました。

氏原　ぼくが記憶している合評会は，宇高さんの『再生産論』をめぐって激しい議論があったことです。1951年か52年のことでしょう。

加藤　高橋（幸八郎）さんの「マニュファクチュアの歴史的形態」が出たときの合評会で宇野先生がいろいろ質問されるのを，貴方（高橋）が実にうまくかわしておられたのを覚えています。

高橋　それは『社会科学研究』第2巻第1号に載ったものです。その時の印象では，社研内での資本主義論争と外部でのそれとでは激しさがちがうのです。内部ではお互に遠慮してあまりやり合わないものですから。宇野先生とマニュファクチュアの理解の仕方とか，いろいろやり合ったのですが，それでも紳士的な議論なので激論を期待してくる人にはつまらなかったようです。

4　初期の対外活動

柴垣　初期の頃には研究会にも所外の人が入っていましたし，公開講座も春秋2回もたれてそれが叢書になるとか，対外活動の面でかなり努力されていたようですが，公開講座は所員会の議を経てやることに決ったのですか。

有泉　たしか開所記念日にはやっていますね。翌年の5月から春秋2回になったのですね。宇野先生と高橋勇治君と私がやりました。1947年7月が，内田，大河内，山之内の3先生でしたね。

柴垣　記録によりますと，1948年の開所記念日にも講演会があり，林，宇野両先生，春季公開講座は5月で，嘉治，遠藤，大内の3先生，秋には嘉治，佐藤功両先生に鵜飼先生もやっておられます。1949年の開所記念日には，遠藤，有泉両先生が講演しておられます。

加藤　宇野先生のお話は『資本論入門』に，遠藤君のは『インフレーションと日本の財政』に，いずれも本になっています。有泉さんのは？

有泉　『労働争議の法理』です。

加藤　対外的な啓蒙活動をやろうという意識みたいなものがあったのですか。

内田　東大でそういうものをやるとワッと人が集る，というような雰囲気がありましたね。

柴垣　公開講座のほかに，学生を対象にした演習があ

ったようですが。

内田　法学部の学生が随分きました。

加藤　法学部の授業の単位になったのですか。

有泉　いいえ，単位にはなりません。法学部の方では，社研は研究だけしていればいいのに何で講義をしたがるのか，という批評がありましたね。

鵜飼　新聞研究所が研究生をもっていることと関係があるのです。ただ社研の場合にはああいう養成はちょっと不適当だから，演習や実態調査に学生を入れていこうとしたのです。

加藤　経済の方では，私が１９４９年にきてすぐ経済学部の演習を担当しました。高橋先生もすでに就任されていたのではないですか。

高橋　その頃には文学部でも法学部でも単位になりましたからね。

内田　今の問題は，あとで大学院に社研が参加するかどうか，という問題につながるのです。私は若い人と議論して刺激をうけたいと思っていましたし，また法学部には演習というものが割りと少なかったから，社研には多少時間的にも余裕があるからやってみようと考えた面もあります。我妻先生も賛成してくださったように記憶しています。

柴垣　社研の正式な活動だったのですか。

鵜飼　個人的にはやってもやらなくてもよかったのです。

有泉　ただどこかに広告しなければ学生は来ないですから，そういう掲示をすることは社研として正式に認めていることだ，という程度です。だからあまり続かなかった。私の場合は２，３年だったと思います。内田さんの場合はどうですか。

内田　あまり続かなかったことは確かです。経済学部の方はどうでしたか。

高橋　経済の方ではちゃんとカリキュラムにのっていて単位になりました。

氏原　時期ははっきり覚えていないのですが，実態調査に法・経・社会学等から学生を募集して，大河内，有泉先生を中心に演習形式でやっていたことを記憶しています。たしか，単位になったはずです。

5　「人事に関する所員会」内規の制定過程

柴垣　話を宇野所長時代に移していきたいのですが，宇野所長のときから所員会で所長選挙がなされたわけですね。そのとき助手は選挙に入っていたのですか。

有泉　入っていません。しかし選挙権を助手にもよこせという議論はあったかも知れません。

鵜飼　１９４９年の人事に関する内規案にあるような形で選挙をしたのではなかったかと思います。

柴垣　内規の作成はいつごろから議論がはじまるのですか。

有泉　４９年６月頃から，だからまだ矢内原所長のころから始まっているのです。私と磯田君，内田さん，それに経済の方から法律・制度の好きな人として大内君（笑）が入って，準備したのです。問題になったのは，５年ごとか１０年ごとかに所員の業績審査をやるという点で，矢内原所長に見せたところ，「非常に面白いけれどね……」といいながら少し首をかしげていられた。全く賛成でもないけれど，やるというのならやってみても……というぐらいのところだったように思います。また矢内原先生は，学位を条件に助教授から教授に昇進させることにしたらどうか，ともいっておられました。ただこれには所内で賛成は多くなかったですね。

加藤　業績審査をやるというのは，先ほどお話のあった有泉，磯田，大内，内田の四先生の原案には入っていたのですか。

鵜飼　原案には出ていたのです。それをこの委員会が削ってしまったのです。原案では，業績審査は教授については就任後１０年ごとに行う。前記の審査の結果，人事に関する所員会が当該の者を教授として適当でないと決定した場合には当該教授は辞任しなければならない。本条（２３条）の業績審査については前条（２２条）第３項，第５項——つまり罷免の場合の規定ですね——を準用する，となっていました。先ほどの４人の委員の意見は，原案賛成２人，２３条削除論１人，２２条，２３条とも削除論１人でした。

柴垣　業績審査の発想はどういうところから出てきたのですか。

有泉　社研のスタッフは何をすれば義務を果したことになるのか，ということを矢内原所長が所員会で繰返し言われたことがあるのです。しかし実情から言えば，研究所の施設がうんと悪くて，資料はないし部屋はあちらこちらの間借りだし，事務室はまた別に借りたりしていて，これで何ができるか，という雰囲気が所員の間にあった。そこで業績審査を入れれば，努力して資料を集めたりするようになるだろう，という発想です。それと講義がなくて研究していればよいのだから，業績だけはあげるべきだ，という気持もありました。もっとも宮沢先生などは，社研は無理に業績を気にしなくても，学者を養っていればそのうち立派なものができるよ，という寛大な批評をされていたのですが，こちらの身になればそうは言ってもいられないから。

鵜飼　法学部には福沢諭吉の"学者飼い殺し論"を引いて，とにかく何でもやらしておけばそのうちいいものが出る，それをいちいち審査する必要はない，という意見が他にもありました。

柴垣　宇野所長時代に入ってから，研究所における研究のあり方に関して活発な議論がなされたと聞いておりますが……。

有泉　特にそうは思いません。社研そのものが一本にまとまらない，という感じの方が強かった。

内田　研究所の内部でそういう議論が特に活発になったという印象は，ぼくも持っていません。ただ宇野先生の所長時代に，研究所長会議や何かで，社研の所長が議論を指導する，という面が出てきて，それで東大内で社研が認められていく，ということはあったと思います。よその研究所のトラブルを抑えた，というような話も記憶しています。学内の研究所長会議だけではなく，全国の研究所長会議も，宇野先生一流のあれでがっちり抑えられていました。これは文部省の社研に対する評価を変えさせるのにも役立ったと思います。

6　全所員挙げての強戸調査

高柳　会津若松の調査というのはどういうプロジェクトとして行われたのですか。

鵜飼　会津はぼくも行きましたが，社研の研究費でやったものなのかどうか記憶がないのです。当時は研究費がいろいろきて，それらが混っているのです。だから社研と全く関係のない仕事を社研の人たちに手伝ってもらうということも多かったのです。ぼくの関係でいうと『村落構造の研究』がそれです。そういう共同研究に社研の人たちはいつでも参加できる態勢になっていたのです。

有泉　強戸は社研独自の研究で，これは全所員参加という趣旨でしたね。だから一軒の家に法律班も行く，経済班も行く，ということになり，そこから統一調査表を作って重複をさけようということになったのですが，結局うまくいかなかったのです。鵜飼先生がキャップでした。

内田　ほとんど鵜飼先生が陣頭指揮でやられたのです。

鵜飼　宿屋で大論争になって，仲間割れみたいになることもありました。調査方法といった高尚なことから，宿屋での生活の仕方のちがいといったことまでもめる種になってました。

有泉　向うの離れにいるグループとこっちにいるグループとで……。

氏原　強戸調査は『コミュニティの研究』の一環なのですか。ぼくは強戸には行かなかったのですが，多分コミュニティ調査の一環だからお前は都市をやれ，ということで強戸には行かなかったのではないかと思います。

高橋　会津地方の調査もそうだったのです。

氏原　農村調査の方が研究費配分も当然多く，都市の方は十数万円もらって本を買ったように記憶しています。とにかく都市の方は少なかった。強戸の方は所員会の後で皆で方法論や調査表の検討をやってましたね。

渡辺　どうして強戸を選んだのですか。

内田　非常に典型的な村で，地域が丁度全国の1000分の1の広さだったのです。

柴垣　1950年2月に特別研究調査として，『安定経済下の農村経済の変貌』（代表者宇野弘蔵），『立法及び政治教育の政策に寄与する目的のための地方自治体の総合的調査』，『戦後世界各国における経済社会立法及び政策の比較研究』の三つを決定していますね。

高柳　そう言えばこの『立法・行政』というので東伊豆にいったのではなかったですか。

鵜飼　選挙のボスに会ったりしましたね。

加藤　『安定経済下の……』は宇野先生がキャップで，あとは遠藤君とぼく，それに鈴木さんとか武田君とかそれぞれ一組となり，大内君は一本立ちで，そのほか学外からも参加していました。ぼくらは「財政・金融」担当でしたが，実際は農村にいってノミに喰われて一生懸命調査していたわけです。

鵜飼　いろんな調査がまじってますね。ほかからもらった研究費で社研の人に手伝ってもらったのもあります。ただ，当時は実態調査が流行っていて，いろんな所がお金を出していたことと，社研がこういう調査に一番適していたということは，たしかに言えますね。

高柳　当時からいろいろ問題があったし，ふりかえってみても全部うまくいったとは思いませんが，社研に入ると助手でも助教授でも一人前の研究者になる前に必ず実態調査のトレイニングを受けていた。これは現在はあまり見られないことで，やはり大変貴重なことであったし，それなりの実績はあったと思います。私も2，3回行きましたが，それまで普通の実定法の勉強しかしたことがなかったので，日本の農村社会の実態にふれることができて大変教えられることが多かったと思っています。

岡田　私が助手に採用されたとき所長から，君の義務は第一に3年間で助手論文を書くこと，第二に調査には必ず参加すること，第三に図書の分類をすること，の三つだと申し渡されました。調査は助手として当然参加しなければならないものであったわけです。職員も一緒

に参加しました。

渡辺　１９５０年から５２年にかけていろいろな調査に社研が積極的に取り組んでいたわけですが，その頃は農地改革も一段落している時期で，一般的には農村調査が少し下火になっていた時ではないですか。

岡田　一段落ついたところで，その成果がどうなっているかということに，非常に強い関心があったわけです。

柴垣　宇野所長時代の一応のしめくくりとして，宇野先生が一度再選されたあとで，１９５１年１２月に辞任を申し出ておられます。その辺の事情がおわかりでしたら……。

有泉　ぼくは今もって知らないのです。

加藤　ぼくなんかはまだちんぴら助教授の頃のことですからね。

鵜飼　宇野さんの気持というのは勉強したい，というのではなかったかと思います。それ以外の事情が何かあったという印象は全く持っておりません。

鵜飼・山之内・有泉所長時代

柴垣　それでは次に，鵜飼先生，山之内先生，有泉先生が所長をされました，１９５２年1月から５７年2月ぐらいまでの時期のお話をうかがいたいと思います。お話のきっかけをつくる意味で，私どもの方で調べた限りでのこの時期の特徴的なことを列挙してみますと，第一に，強戸の全所員参加による調査の反動として，全体研究的なものからグループ研究的なものへの移行がみられるようです。第二に，現在も存続しております非常勤研究員の制度化が行われたのもこの時期のようです。第三に助研騒動が起って，その中から臨時制度委員会ができています。また「教授会」の名称が正式に採用され，同時に助手制度にも変化が生じているようです。第四に，１５周年のときの大河内先生の言葉を借りますと，この時期は法・経両学部と社研との関係が「薄まった時期」であるといえるかと思います。しかし他方で新制大学院の発足にともない，研究所の大学院教育への参加がはじまってもいきます。外国人研究員，内地研究員の受け入れがはじまり，学外，海外との交流が盛んになるのもこの時期です。まず鵜飼先生が５２年1月に所長になられましたときのことからお話を始めていただければと思います。

鵜飼　私の所長就任前後の社研の大きな問題として行政管理庁の監察の問題があります。監察の結果の報告が発表されまして，学部のほかに研究所を置く意義が果してあるのか，というような内容でした。これに対して我々の方でも反論的な意見を出しました。どちらも印刷物になっていますから社研に残っていると思います。我々の反論は，大学のような独立の機関に対して,一般行政官庁と同じような監察は適当ではない，というのが第一点でした。次に研究成果，調査成果があまりないという点について，我々は総合的な研究をしているので，単に調査をしてその報告書をつくるということだけを目的にしているのではない，と反論しました。第三に，農村経済調査や宅地住宅調査のような具体的な成果を挙げると同時に，『アメリカ産業の地域的変化』，『東南アジア・中国の政治，法律，経済の総合的研究』等々の各国の比較研究の計画をたてていることを明らかにしました。さらに研究所の施設が不十分であることは認めるが，これは研究所の廃止勧告ではなく，研究所への予算増額勧告になる筈のものである，とも反論しました。１９５１年3月にこのような反論を出したのです。ちょうどポポロ事件で学内が騒然としている時で，そのような時に行政管理庁の監察が行われたことに対する反撥も一因になっていたかも知れません。

7　助研騒動について

鵜飼　次に助研騒動についてですが，これは１９５２年の秋です。私の印象では，定員の関係からどこの研究所でも優秀な助手諸君を全員専任講師，助教授に昇進させることができない。そこで総長はじめ各研究所が，社研で助手を全員昇任させることを原則的に承認されては困る，という声が強かった。そこで私が社研の助手諸君の要求と学内の要望との間でディレンマに陥って，５３年2月に辞表のようなものを書きました。所内のいろいろな方から辞めては駄目だといわれたのですが，結局4月に所長の辞表を出して片がつきました。助手諸君の主張の背後には，学問的業績以外の理由で昇進が認められないケースがあるのではないかという疑念があったようです。私共の方にはもちろんそんなことは念頭にも全くないのですが，ないだけに逆に証明しろといわれても証明しにくい。全員の昇進を原則的に認めればこういう疑念は無くなるわけですが，それが今いったような事情があって困難だったのです。

有泉　ほかの研究所の問題とも関連していたというのは初耳ですが，総長はたしかに強硬でしたね。

鵜飼　それぞれの研究所が特殊な事情をもっていますから，先例になるようなことが出来ては困るというのはよくわかるのです。しかし当時の社会状勢の下では，助手諸君が業績以外の理由で不採用になるのではないかと懸念する気持もわかるのです。

渡辺　もともと助手制度を採用した時のイメージはど

のようなものだったのですか。法学部の場合ですと助手は助教授の前段階というイメージが強かったのですが，社研はそれとはちがって研究者養成の場として助手制度を考えていたのですか。

有泉　社研の場合には共同研究をやっていくので，1人助手をとったらその人が助教授になるまで助手を採らない，というわけにはいかない。たとえば3つのポストがあって3人助手をとり，その人たちが昇進していけばもうあとは助教授のポストはなくなってしまうでしょう。だからいつかは起る問題だったのです。もう一つは社研の助手の考え方に2つあった。ひとつは後継者養成で，もうひとつは有能なリサーチ・アシスタントを採用して調査研究を進展させるということですね。ところがこの後者の方から問題が出てきたのです。若い優秀な助手諸君が強戸や何かで教授，助教授よりも一生懸命やって能力を示す。そうなると助手諸君の方からみれば，一体教授，助教授に自分たちの業績，能力を審査する資格があるのか，ということにもなるのです。これはあく迄ぼく個人の理解ですけどね。

岡田　どうもお話をうかがっていると二つの問題が混同されているように思えるのですが。助研会が問題にしたのは昇進の問題ではないのです。問題は助手任期の延長のことだけにしぼっていたのです。その点に誤解があるように思えるのですが。

鵜飼　ただ，任期延長を認めればプロモーションに当然つらなっていく，という関連があったのです。だから社研の任期延長問題が全学的にはプロモーションの問題として理解されたのです。そこが一番問題だったのです。

高柳　社研の場合は任期延長でしたね。当時私は騒動の直前まで常勤的非常勤講師という，スタッフと助手の中間みたいな位置にいたので，両方の言い分がよくわかったのですが，私も任期延長になったものとならなかったものとの間の差異の根拠がよく理解できませんでした。

鵜飼　教授会での投票の結果ですから票数以外に理由説明はついていないのです。だから理由を説明しろといわれても困ったのです。

岡田　助研会が全員任期延長の要求の理由とした点は，さきほども有泉先生のいわれた調査の問題だったのです。共同の調査に参加することは助手の義務とされていましたから，調査に精を出すのですが，その結果は個人の研究とはちがって，たとえ調査結果の報告書が出ても個人の業績にはなりにくい。この点からいって学部の助手と研究所の助手との扱い方には当然違ったものがあって然るべきである，というのが助研会の基本的な主張でした。ですから問題は個々の助手の業績の問題に還元できない問題だったのです。またあくまでも任期延長論で，任期撤廃論ではなかったのです。

有泉　この問題が実は間接的な形で次の併任廃止の問題と関連していくのです。助手問題で鵜飼さんが突然やめられて，後任の所長選挙をやらなければならなくなった。ところが完全に票が分れて，山之内さんと私とが同票で所長が決まらない。この時の選挙には併任の教授も投票しており，しかも併任教授の投票は私の方に多かった。ここから問題がこじれたのです。第2回の投票迄にはぼくは併任教授も含めたぼくの支持者に，今回はやりたくない旨を間接的に伝えてもらいました。そして第2回の投票で山之内さんが所長になったのです。こういう経緯があったものですから，山之内新所長は就任後，社研はもう十分1人立ちできるようになりましたから……という理由で，併任教授を切ってしまったのです。

柴垣　一方的に切ってしまったのですか。

有泉　毎年頼むことになっているのを頼まなかったから，切ったことになるわけです。

鵜飼　そういう問題だけではなく，併任教授には研究所の研究だけを手伝うべきか，運営までも手伝ってもらうべきか，という問題でもあったわけです。普段の運営には参加せず投票権だけを行使するというのは確かに問題だったのです。

高柳　私もさきほど有泉先生がお話しになったようなことを少し聞き及んでいます。紛争の収拾の過程で，社研のスタッフ間の意向は割れていたけれども，ともかく多数はAを指向していた。ところがヴォートの段になって併任教授も加わるとそれが阻止される，まかりまちがうと全然違うBになりかねない，ということであったわけで，これについては疑問を感じざるを得なかったことを記憶しています。

柴垣　臨時制度委員会ができましたのは，これらの問題が一段落したところで改めて制度を議論しようということになったのですか。

鵜飼　その時ではないのです。

岡田　助手のストが解除されるころではなかったですか。内田先生が委員長で，助研会の幹事も委員に入ることになっていました。

渡辺　その結果改められた助手制度というものは，まだ今のとはちがうのでしょう。

岡田　原則的には同じです。任期3年が2年延長されて5年になりました。この時に猶予期間1年も決ったのだと思います。

高柳　助手のストライキなるものの具体的内容ですね，今日の座談会は社研史の資料たるべきものを語り残すた

めのものですから，それを話しておいてもらった方がよいのではないですか。

岡田　図書の分類がストップしたのが一番大きかったと思います。また雑誌の編集も調査もストップしました。

有泉　この時期には助手がストまがいのものをやればこれらのほとんどの仕事がストップしてしまうわけです。

8　全員参加調査からグループ研究・個人研究へ

柴垣　話をこの時期の社研としての研究活動の方に移していきたいと思うのですが，表向きには『コミュニティ』，『失業の実態……』，『両体制の研究』という形で，特殊研究費ですか，テーマが連続して申請されています。ただ，これらのプロジェクトは全員参加の形で進められてはいなかったようです。むしろこの時期には自然発生的なグループ研究の方が定着していったようですが……。

有泉　強戸調査の経験から，社研全体が一つになって調査をやるというのは理想論で，実際にはとてもつづけられない，さりとて調査は社研の重要な活動であり，やめてしまうわけにはいかない，という所からグループによる研究，調査が始められていったのだと思います。

柴垣　所員会あたりでそういう方向について議論されたのですか。

内田　いや所員会では議論していません。

岡田　強戸調査の経験と助手騒動の両面から社研全員による調査というのができなくなったように思います。

鵜飼　さっき話に出たように，研究費を個別的にいろんなところからもらってやっていたのです。

岡田　これは内田先生の方がよくご存じのことと思いますが，臨時制度委員会は助手制度だけを検討したのではなく，研究費の配分の仕方なんかも検討したのです。たとえば『両体制の研究』はある意味では名目で，実際には研究費をもらえなかったグループにも配分してました。

鵜飼　グループ研究とならんで個人研究も盛んになってきましたね。たとえば研究叢書は１９５２年１２月から出てます。これは著書の出版は各個人がやり，一定部数社研が買い上げる形です。英文の"Abstract"も１９５０年に出はじめているでしょう。大学院の研究活動も５３年４月から盛んになってきます。そういう内外の条件の変化の中で，全所員参加の調査が衰退していく，という面もあったのではないですか。

氏原　研究費の点でいうと，『失業……』と『両体制……』までは特別事業費でしょう。特別事業費は研究所に来る金で，科学研究費とは一寸ちがうのです。そのことで思い出したのですが，『失業……』を計画したのは５２年が不況の年で造船と炭鉱で大量の失業が出たので，遠藤先生がこのテーマをいい出されたのです。ところが５５年の神武景気で失業がなくなってしまった（笑）。それで『技術革新』に鞍替えしようということで変ったのです。この時は助手は使わないで，非常勤と大学院生を入れて調査をしたのです。これは特別事業費ですから出版しなければならない。そこでこの調査報告が一番最初に出たのです。

渡辺　『失業……』に来た金は他にも配分したのですか。

氏原　分けないように要求したことは，憶えていますが，実際どうなったかはわかりません。

渡辺　『コミュニティ……』の時は分けたのですか。

氏原　ぼくは『都市コミュニティ……』というような勝手なテーマで多少分けてもらいました。

渡辺　どの研究グループにいくら，というのはどこで決めたのですか。

岡田　臨時制度委員会です。『村落構造……』は社研の研究体制のなかで必要なグループだと認めて『両体制……』の研究費から配当したのです。

渡辺　予算委員会はまだなかったのですか。

氏原　それはかなりあとのことです。

柴垣　１９５５年に外国人研究員，内地研究員の受け入れが始っているのですが，これはどういうきっかけからですか。

高橋　一番最初は知らないのですが，文部省の依頼で２，３回受け入れた記憶があります。

柴垣　５５年１０月にミシガン大学の日本近代政治史のアラン・スピッツ氏，５６年２月にオーストラリア国立大学のシソンズさん，ソ連のトペハさんが三番目で５７年になります。

内田　ミシガン大学の人は法学部からまわってきたのです。

鵜飼　外国人研究員の受け入れは制度化したのですか。

柴垣　つい最近までは了解事項で，制度化されてませんでした。つい１，２年前に一応内規みたいなものをつくりました。

有泉　チェコのご婦人が長くおられましたね。

高橋　その方（ズデンカ・ワシレヴォヴァさん）も文部省の留学生でした。

鵜飼　内地研究員の方も同じときにできたのですか。

柴垣　記録によりますと，５５年４月からで，最初の方は大江志乃夫さんです。それ以後毎年受け入れています。

話は一寸かわりますが，５１年４月に１１部門でした。それ以後約１０年間，６５年にドイツ部門がくるまで11部門のままですが，何か理由があるのですか。

有泉　それはないですね。社研だけではなく，よそもみなとまっていました。新しく部門をとってこれるようになったのは，ベビー・ブームからです。

渡辺　スタッフの配分が法・政と経済とは同数という原則は昔からあったのですか。

鵜飼　外国部門では一つの部門の教授が法・政系ならば助教授は経済系というように分けていました。

有泉　外国部門はそうですが，それ以外の基礎部門はだいたい法政系と経済系でバランスしていたのです。

柴垣　この頃社研と関係学部との間が冷くなっていったように見えるのですが，さきほどお話に出た併任解除と関係しているのでしょうか。

有泉　末延先生が，「切られるというのは君，いやなもんだね」と述懐されたことがありました（笑）。

氏原　労働の方でも多少トラブルがありまして，大河内先生が「不愉快だ」と，本気で怒られたわけではないのですが，いわれたことがあります。

高柳　経済学部の演習に社研から行くことが中止になったのもその反動ですか。

加藤　それもあるかもしれませんが，学生運動のことが主要な問題でした。社研の教官は経済学部の教授会に出ないで，演習はやるので，学生運動に対する対応にズレが出てきたことが大きかったと思います。もちろん正式には経済学部の陣容もようやく整ってきたから，いつまでも社研の方々に御迷惑をかけなくてもよくなりました，ということでした。

内田所長時代

9　国際問題研究所計画と社研

柴垣　社研と関連学部との関係でいいますと，国際問題研究所の問題が大きかったようですが。

内田　これは茅総長の時のことで，臨時制度審議会をつくって，その一環として出てきた構想なのです。茅さんが総長になられた翌日に私が社研の所長としてお目にかかって，社研をつぶして国際問題研究所をつくることには反対であることを述べたことがあります。総長はその時，「ぼくとしても慎重に考えたい」といわれました。そこで臨時制度審議会が色々な制度を検討するその一環に国際問題研究所が位置づけられたのです。ですから国際問題研究所の話が出てきたのは私が所長になった直後からあったのですが，制度として本格化したのは矢内原総長から茅総長になられてから暫くしてのことで，私が所長になってから半年以上経ってからです。矢内原総長自身は国際問題研究所の構想に熱心でした。私が所長に就任して間もなく，アメリカ関係の会議で，社研はこの際解体して外国部門は国際問題研究所に吸収し，いまの社研は日本研究所にする，という構想を話され，私に，「そういうふうに君だって思うだろう」と言われたことがあります。そこで臨時制度審議会の構想として国際問題研究所構想が進んできてからは，私は社研内部を一つにすることと，全国の研究所や学内の研究所に社研の立場を理解してもらうことに努めました。社研の所長で全国の研究所長会議の委員長をしたのは私が最初ですが，それもこの問題があったので引き受けたのです。また国際問題研究所構想に反対する以上，社研自身の研究を充実させなければならない，そのためには施設と研究費が必要だというので，この点について文部省にも茅総長にも強く訴えました。だんだん研究費が増えてきたと思います。こうして頑張ったためもあって私は疲れて，任期半ばで高橋さんに代ってもらったのですが，事態収拾には私がやめたことはよかったと思います。もっとも高橋さんは就任早々から大変つらい目におあいになったことと思いますが。私の所長３年というのは全くこの問題で過ぎたといってよく，それ以外には特に申し上げるほどのことはありません。

鵜飼　結論的にはいま内田君のいわれたとおりになるのかも知れないけれど，問題の発端は少し別の形だったようにも思われます。アメリカ研究セミナーが終ったので，今度は安定した研究所にしようという話が出てきたのに対し，学内にアメリカ研究所をつくるというのは適当ではない，第一，社研があるではないか，という議論が出てきた。アメリカ研究所という独立の機関をつくることに反対があったわけです。社研をつくるときから，アメリカ，イギリス，ソ連，中国を網羅しようという構想でしたから，社研があるじゃないか，という議論が出てきたのです。さりとて社研からアメリカ部門だけを切りはなすわけにはいかない。そこで社研を大巾に改組して国際問題の研究所をつくろうという方向が出てきたのです。当時教養学科の大学院として国際関係論設置が難航していたことも関係しています。

高橋　矢内原先生には，教養学科の国際関係論系と社研とを総合して別のものにしていこうという，学内的に処理しなければならない問題があったのです。それと今鵜飼先生の言われたアメリカ研究セミナーの終了，この二つが前提になっていたのです。この二つの前提の上に，当時社研に対する学内の批判が非常に強かった，という事情が加わるのです。たとえば社研のエリア・スタディ

は一番遅れている，エリア・スタディになっていない，という批判もありました。もっとも国際問題研究所を推進している側にもエリア・スタディについてのちゃんとした構想があったわけではないのですが。私に関していえば，社研自身もこのままではいけない，という反省的な感じが強かったのです。もちろん国際問題研究所には私も反対していたのですが。

柴垣　お話が高橋先生の所長時代のことに入ってきましたが，その時期には今お話をうかがいました国際問題研究所の後始末とも関連する社研の改組拡充問題という大きな問題があります。しかし，予定しました時間も過ぎておりますので，今日はこの辺で一旦打ち切らせていただきまして，高橋所長以後の時代については，日を改めましてお話をうかがいたいと思います。本日は暑い最中を長時間にわたり，大変申しわけなく思っております。しかし私どもにとりましては大変貴重で且つ興味深いお話をうかがうことができ，深く感謝しております。どうも有難うございました。

3. 社会科学研究所の30年 —その2—

日時　1976年11月6日
場所　社会科学研究所所長応接室

出席者　有泉　亨　高橋幸八郎　加藤　俊彦
氏原正治郎　潮見　俊隆　高柳　信一
岡田　与好　渡辺　洋三（紙上参加）　柴垣　和夫（司会）

1 はじめに

柴垣　本日はお忙しいところをわざわざおいでいただきましてどうもありがとうございました。今日は，前回七月の座談会のあとをうけまして，1960年代以降の社研の歴史を引続きお話しいただきたいと存じまして，60年代以降に所長を経験された諸先生にお集まりいただいております。ざっと在任期間を申しますと，高橋先生が60年4月から2期お続けになりまして，64年4月に有泉先生が再度ご就任になる。そのあとが再び高橋先生で68年3月まで，この8年間が一つの時代であったかと思います。高橋所長の一期目の時期は，社研にとりましても一つの画期となる時期だったのではないかと存じます。と申しますのは，60年代に入りましてから研究体制の面ではしばらく中断しておりました全所的に取り組む調査ないし研究が再開され，「アーバニゼーション」・「基本的人権」の研究プロジェクトが組まれています。また社研の創立15周年記念式典が催され，全所あげての研究論文集として『社会科学の基本問題』が刊行されました。さらに「アジア地域」につづいて「日本近代化」についての全国的研究プロジェクトについても全国的規模での総合研究のセンターとしての役割を社研が引受けたということもございます。このような研究活動の活発化に伴ない，社会科学研究所の拡充改組がこの時期に始まっている。こういうわけで，60年代というのはどのように表現すべきか判りませんが社研が新しい活躍期に入ってきた，そういう時期ではなかったかと思います。

そこでまず高橋先生のご就任当時社研についてどのようなお考えになっていたか，どのような方向を目指されていたのか，その辺から口火を切っていただければと存じます。

高橋・有泉・高橋所長時代

高橋　私は1960年に内田所長のあとをうけて所長になりましたが，あとの大学紛争の時代とはちがって，社研の拡充改組や社研内部の機構あるいは教官や事務職員の給与・身分・厚生面からの仕事が中心でしたから，その意味では私のあとの大学紛争にまきこまれた段階の加藤所長，氏原所長の時代とは全く違っておりました。

社研にとって大変重要な問題となりましたのは例の「国際問題研究所」の問題です。この問題は内田さんが所長のころ1958年ごろにでてまいります。茅総長の時代でした。社研の外国部門を吸収して新しい独立の国際問題研究所を創設しようというものですが，これについては東京大学総合計画委員会のうちに，1958年に，法・文・経・教養の四学部，社研・東洋研の二研究所とアメリカ研究のセミナーからそれぞれ代表者が二名づつでて，法学部長の鈴木（竹雄）さんが委員長で20数回

委員会が開かれましたがそのなかでもっぱら社研は守勢でした。私が所長になった６０年にはこの議論はやや下火になりましたが，依然として概算要求はだされていた。その間に社研の１５周年記念があり，私のあと有泉さんが所長になられたときに国際問題研究所案の処理を含めて社研の拡充改組専門委員会がつくられ，法・文・経・教養・社研・東文研の代表者からなるこの委員会は法学部の久保（正幡）さんが委員長で，１２回会合したと思います。拡充改組については茅総長に代った大河内総長が非常に熱心でした。有泉さんが所長をおやめになったときだいたい骨子ができていて，私が有泉さんのあとをうけましたときには拡充改組の問題は昭和４２年度の概算要求にまにあわせるために作文すればいいということでした。拡充改組は有泉さんの所長時代に専門委員会で基礎が固まったということです。研究活動の面では柴垣君がさきほどまとめられた通りです。私のあとの加藤さんの時代に東大紛争があります。私の任期の最後のころに評議会で医学部学生の処分問題がでたときには「少しきつすぎるのではないか」といった発言をした記憶があります。それから間もなく私の任期は終ります。

2　「国際問題研究所」問題と１５周年記念事業

潮見　いま高橋先生がお話しになった国際問題研究所については，当時社研内部で相当の危機感がありました。あの当時の教授会の雰囲気では，大学の総合計画委員会で立案され評議会の問題にまでなっているものをどう防禦するかが非常に大きな問題になったわけです。したがって高橋所長時代の１５周年記念式典，『社会科学の基本問題』の出版等々も当時社研の存続そのものに触れる状況があったという事情と結びつけて考えなければなりません。３０周年の記念事業をどうするか相談しているいまは，社研は押しも押されもしない研究所に成長していますが，１５周年のときの状況としては社研の存在意義を学内外に知らせるという意味がずい分あったと思います。７００人の方に招待状を発送する，外国からも電報を貰うように手配するなど社研がどういう研究所でどのような仕事をしているか広く知ってもらうという意識があった。『社会科学の基本問題』をほぼ全員参加で書いたのは「国際問題研究所」問題に対する防衛だ，という意味があったと思うのです。これを防ぎきって，有泉所長時代の評議会の議題を「国際問題研究所の設立」から「社研の改組拡充」に乗り換えさせて軌道に乗せる，ということになったのです。ですから逆に言えば「国際問題研究所」の問題がなかったなら社研の改組拡充はなかったでしょう。この点で高橋所長・有泉所長があの時期に評議会での議論を切り換えさせるまでに費やされたご苦労は大変であったろうと思います。

柴垣　私はちょうど６１年４月に助手になりまして，高橋所長から１５周年の記念論文を助手がまずかけということで追い立てられた記憶があるのですが，当時の教授会のなかでは危機感とか，かなり深刻な議論があったのでしょうか。

加藤　社研というのは国際的な問題（外国の問題）と日本の問題を比較総合的に所員が一体となって研究する研究所だといっているのに外からはてんでばらばらだという批評がある。国際問題研究所ができれば外国部門がとびだしていって本来の社研の意義が失なわれてしまうということでかなり強い危機感があった。一方でこういう危機感があると同時に，教授会でまとまってこれを防衛できるのか，国際問題研究所のほうでたくさんの部門ができたら社研の外国関係の人たちはそっちにいくことを希望する人もでてこないとはいえないのではないか，という感じすらあったのです。

潮見　当時教授会のなかには，茅総長のブレーンでありおそらく国際問題研究所の立案等に相当早くからタッチしておられたと思われる嘉治先生もおられました。そういう複雑な事情もあって，いったい教授会の意思が所長を通して肝心の評議会とか委員会にどの程度はっきり伝えられているのか，という危惧を私たち若い教授会メンバーがもったことも事実です。ですから内田所長が二期目の途中６０年３月に外国にいらしたあと，国際問題研究所をつぶすためにどなたに所長をお願いして乗りきるかということは大変な問題だった。

有泉　ぼくは第一期目の所長をやめると外国へやってもらった。一年して帰ってきたら様子が変っていてびっくりしたのです。国際問題研究所構想がだんだんつぶれていく経過というのは，ぼくの印象にすぎないけれども，その一つは東大から何度概算要求しても文部省が受け入れてくれないという事情があった。出しても出しても通らないのでもてあまして，それではアメリカ研究所にして何とか収束しようという方向になった。文部省で，社研の創立のときから手がけてくれた岡野さんが長い間重要な地位をしめておられたことも幸いしたかもしれません。そういう雰囲気のなかで社研の改組拡充をもち出した。それともうひとつ，改組拡充がうまくいったのは，戦後のベビーブームが影響している。ちょうどそのころ文部事務次官の内藤誉三郎氏が学術会議の席上で「この際各大学で頑張りなさい。ベビーブームでたくさんの学生を収容するのだから学部拡充をかちとるのはこの際ですよ」とアジったことがあった。法学部が先をとり，経

済学部もあとから追いかけてきた。そういう時期が環境としてあったのです。そういう状況のなかで15周年の式典，『基本問題』の刊行があり，社研の学内での重要性がみとめられてくるし，法学部でも指導体制が変わり国際問題研究所をもてあまして社研の改組拡充にいくという切替の気運ができてきたと思うのです。ぼくが二度目に所長になったとき法学部の学部長は非常に好意的でした。

3 改組・拡充問題

有泉 大河内さんが総長になられたのは社研にとって非常に幸いでした。大河内さんは，総長になると，自然にそうなるのかも知れませんが，いろいろな面で新しいことをやって東大を拡充していこう。たとえば社会学部をつくろうということになる。ずいぶんそれについては研究するのですけれどついにできなかった。国際問題研究所がつぶれてみると，そういう研究をするところはどこかとなればやはり社研の拡充だ，というところにうまく乗ったわけです。

柴垣 改組拡充という問題については委員会みたいなものができてくるというシステムになるのですか。

有泉 そうです。

高橋 東京大学の総合計画委員会です。それが親委員会でそのなかに関係部局として前に言った四学部と東文研・社研の代表者からなる「社会科学研究所改組拡充専門委員会」が1964年の3月にできたのです。

有泉 このころの対外活動として「アジア・アフリカ」センターというのがあります。内田君が非常に熱心に世話をしてくれて対外的にも評価され，そこで「日本の近代化」のセンターも社研でもう一度やれということになった。

高橋 社研が中心となって世話役をやった全国的規模での文部省科研費による特定研究です。

有泉 そして日本の近代化の研究をはじめるための研究というのがあって大石君が主になってこういう近代化研究をやればどれだけの学者が協力し，どんな研究ができるだろうか，という全国の調査をした。それを基礎に「近代化」の予算をとって社研が世話をするということになる。これらの活動が改組拡充問題と並行して，これをバックアップしたのです。

高橋 つまり全国的なプロジェクト研究は研究所でないと具合が悪い，学部でなく研究所の方が世話をするのに適当だということがはっきりしてくる。

潮見 改組拡充の計画は有泉所長のときにできるわけですね。基礎固めに有泉先生が一度所長をおやりになったけれどまた引張りださなきゃならないだろう，というのが教授会の大勢だった。停年直前で大変申し訳ないけれど敢えてお引きうけいただこうということでお願いにいった記憶があります。

高橋 気になりますのは改組拡充構想の中味と国際問題研究所案との関係です。 この研究所は英語名では Institute of International Affairs and Area Studies という名称に決まっていた。この線を社研の改組拡充のなかで生かさなきゃならぬのではないか。あの段階では必ずしもそう考えずにとにかく部門を獲得してくればあとは社研の内部で然るべく処理してもらえばいいんだ，というように思っていたのですがやはり今から考えるとしこりが残っている気持がします。

国際問題研究所について議論する58年からの「国際問題研究所に関する委員会」に私も内田先生にお伴して出席しておりました。

嘉治先生は社研の代表ではなく，たしかアメリカ研究セミナーの代表だったと思いますが，はじめから積極的だったようです。さらに問題なのは，この研究所がやろうとしているエリア・スタディについてはただ「必要だから」というだけで根本理念がはっきりしていなかった。たしかに従来エリア・スタディといえば，その国の文学とか言葉の研究，古代や中世の純文学的なもの，人文科学的なものであったのが，第二次大戦以後はヨーロッパでもアメリカでももっと現実の政治や経済，近代や現代のそれぞれの国や地域のいわば社会科学的な地域研究をしなければならないというようになってきて，そのような趣旨の新しい大学が戦後になってイギリスなどでもいくつも出来る，このような情勢になってきました。58年からの専門委員会では，そういう理念的なものはなおまだはっきりしていなかった。アメリカ研究セミナーの事務処理として，このような研究所に結実させねばならぬということを議論しているふうでした。

岡野氏から聞いたところでは，彼はもともと社研の創立に関与した人ですが，文部省のほうでも余り乗気でなかったようです。かれは社研はその当時はエリア・スタディという言葉は使っていなかったけれどももともとはそういうもののために創立したのだ，といっていました。文部省のほうでも岡野君のように社研の創設時期をよく知っている人は，屋上屋を重ねるよりもむしろ社研を拡充すべきではないかというような意見だったと思います。

高柳 私はこのころ実は日本におりませんでした。帰ってきたのはちょうどこの問題が最後の段階にさしかかった頃です。その頃大内（力）さんに会う機会があったのでどうみているのか意見を聞きましたら社研が徹底的

に反対すれば大学としても押しつけるということはできないだろう，そうなれば社研が国際問題研究所をつぶしたということになる。だから社研としては近く大きな責任を伴う決断を迫られることになるのではないか，というふうにいわれた。なるほどこれは大変な問題だなと深刻に受けとめました。なお実際の経過は知らないわけですが，問題の底流にはいまお話しがでていますように社研の研究所としてのあり方というかその学問的業績に対する不信感があったということについては判りすぎるほど良く判ります。それが結果的には社研の改組拡充という社研に有利な事態につながっていった。このつながりは実際の経過を知らない立場では非常に奇異に感じざるを得ないのです。いまお話しをうかがうといろいろ幸いな偶然が重なったということもあるようですが，現在ふり返ってこれをどういうふうに歴史的に意義づけるか，われわれとして整理しておくことも必要だと思います。

4　『社会科学の基本問題』について

有泉　15周年記念論文集の『社会科学の基本問題』についてですが，ある人からは，これは論文の寄せ集めにすぎないといわれた。自分のことになるのだけれども僕は二本書いた。数多く出しただけだといったら，だれかがとにかく書いたのだから偉いとほめてくれましたよ。しかしとにかくみんな一緒にやろうということになって，いまお話しがでているような環境も幸いして，社研がつぶれるかもしれないといった状況が拡充のほうへ変っていった。だから終りのころには学内の評価も変って，文部省にいって社研の悪口をいうような人もいなくなったことが判りました。（笑）

高柳　15周年の祝宴のときにご列席のかたがたに『基本問題』が配られたわけですが，そのとき田中（二郎）先生が「全員がよく書いたね」といわれた。しかしこれが大変しんらつな皮肉に聞えてとてもよい意味にはうけとれなかったのです。

有泉　やはりそういう点もあるでしょうね。

潮見　にもかかわらずとにかく全員書いた，という評価はあるのでしょうね。

加藤　ぼくはあのとき雑誌委員長で遠藤君が出版委員長で，二人でいろいろやっていった。ぼくは短気なので原稿が遅れた人が何人かいてもう見切り発車しようと思った。しかし，遠藤君に「加藤君は本当にだめだ，短気にならずにもう少し待て」といわれて，じっとこらえていたらとにかく全部まとまったので大変嬉しかった記憶があります。

潮見　教授会の雰囲気も国際問題研究所と改組拡充を転機として変っていったと思います。それまで教授会メンバーのなかに社研アパート論というのがありました。社研はアパートみたいなもので，ここへきてただ給料を貰って生活の糧にしているだけであとは勝手にそれぞれの仕事をしていればいいんだ，ということで，これが外からの評価と結びついていたと思うのです。これが危機感の発生とそれを切り抜けていくなかで，研究所らしい研究所をつくっていこうという考え方に変っていく。ここを本拠にして研究所としての仕事もやらなければいけないということから全体研究，グループ研究などが盛んになってきました。そういう意味で司会者がいわれたように高橋・有泉所長時代は一つの画期だったと思いますね。

5　研究所と学部

高橋　実は社研の創立15周年というのは厳密にいえば62年の2月1日にあたるのですが，『基本問題』が完成してからやろうということで一年延ばして，その翌年63年3月27日に記念祝典を挙行しました。それとほとんど並行して，社研の教授会ではあまりこんなことを報告もしなかったのですが，総長選挙の内規を改定する委員会ができました。このときに研究所も名誉教授をそれを議決する評議会に直接推せんすることができるという方向の改革が，やはり一年以上もかかって行なわれました。それまでは学部のみが推せん権を持っていたのです。たとえば経済学部出身の社研教授を名誉教授に推せんする場合には経済学部長が推せんの手続をとって，評議会では事実上は経済学部長に代って社研所長が説明する，というようなことなのです。団藤（重光）さんは学部も研究所もみな公平に全部自分のところでやれるようにすればいいという意見で，かれに助けられたような感じです。このような内規改正ができましたので私はほかの研究所からも感謝されたことを記憶しています。

柴垣　その提案は最初社研あたりからいいだされたのですか。

高橋　直接にはそうではないと思います。現状がいかにもぎこちないかたちでしたから内規改正問題がでてきて自然にそうなったのだろうと思います。研究所長会議ではそういうことが話しにでましたけれども所長会議で要求したわけではありません。むしろ全学における研究所の地位の問題に関するもので学部と研究所とのいわゆるイークォル・フッティング（equal footing）の問題と連なっているといえようかと思います。

有泉　多分それと一緒か前後して，名誉教授の資格について，在任中の研究業績をとくに重視する内規となり，

教授在任15年以上という在任期間の要件には特別の一年前後の例外を認めることに改正されました。内規改正になってから最初に医学部の吉田富三さんが名誉教授になりました。

高橋　その次の年が経済学部の山田盛太郎先生でしたね。

加藤　いまの新しい方にはイークォル・フッティングといわれても何のことか判らないのではないかと思うのですけれども，社研創立後，両先生の時代まで，ぼくは紛争で変わったと思うのだけれど，それまではやはり学部のほうからみれば研究所というのは，はっきりいえば一段下だという意識があったのではないですか。名誉教授の問題もそうだったし，大学院参加にしても学部の教授はそのまますっぽりとスタッフになる，研究所のほうでは若干手続がいるということもあった。長いこといろんなそうした種類の問題があったわけです。研究所長会議のなかでも絶えずイークォル・フッティングをたもてというのが頭にあった。最近はないでしょうね。

6　共同研究 —「アーバニゼーション」を中心に

柴垣　さきほど15周年記念論文集はとにかく全員参加で書いたという点で一つの出発点だった，というお話しがありました。そのあとあるいはそれと並行したかたちで「アーバニゼーション」，「基本的人権」というある意味で本当の共同研究・共同調査といったものが発足するわけですが，これらのプロジェクトのでき方なり，そこでの教訓といったものについてお話しをうかがいたいと思います。

「アーバニゼーション」というのは，企画そのものからかなり議論して出発したのでしたか。

氏原　私はどういういきさつでできたかはわからないのですけれどもね。所員会で遠藤先生が発言されてこういうテーマでやったら，といわれたのがキッカケじゃないかと思います。

加藤　安良城君なんかずい分張り切っていたね。

氏原　あとのほうではおそらく今はなくなっている危機意識というのが所員のなかに強くあったのでしょうね。安良城君が非常に熱心で私と二人で全体のプランを具体化するために幾度か議論した記憶があります。報告書を作成するときには，私は出版委員長で，まだできないのかなんて有泉先生に怒られてかたっぱしから原稿督促の電話をかけた。

高橋　研究所の場合には，特殊研究という研究費がつきますが，「コミュニティ」もそうでしたが，まとまってやったのは「アーバニゼーション」が初めてでしょうね。「コミュニティ」の場合なんかもあっちこっち調査にいきました。

有泉　ごく初期に「行政委員会」もあります。これはばらばらでそれぞれの行政委員会ごとにやったのです。

潮見　「コミュニティ」による群馬県強戸村の調査とか，「両体制」とか研究費は貰ってもなかなかまとまらなかったということで今度こそはという意識が「アーバニゼーション」の場合ずい分あったんじゃないでしょうか。強戸村の調査などもまとめようと思えばまとめられたと思うのですけれども，あれは残念なことでした。調査そのものは面白かったですね。

加藤　あの調査は大変だったな。

有泉　結局，助手の問題がからんでそれで動かなくなってしまったのです。

岡田　こういう共同研究のプロジェクトについては教授会で議論したのですか。所員会ではなかったのですか。

氏原　そうでした。所員会でした。しかし，所員会で議論があまりなかったように思います。だから遠藤先生のおっしゃったテーマで，代案があるとかということなしに決まったのでした。

高橋　いまの広島県の知事をされている宮沢さんが当時千葉県の副知事をされていましたが，非常に好意的で，千葉県当局が全面的に協力を申し出てくれました。そんなことで県庁にあいさつに行った覚えがあります。

柴垣　かなりいろんな班ができて一緒に調査に行った。助手のころでしたが楽しかった記憶があります。

有泉　しかし結局，調査したのは京葉地帯の工業化だった。

柴垣　最後に「アーバニゼーション」という概念がいったい何かということでみんな集まって議論したことを記憶しています。

潮見　あの調査報告で公害の問題とか，補償の問題をとりあげたのは非常に先駆的なことだったですね。

高橋　あの報告書をあっちこっち外国から求められたことがあります。

有泉　この時期に公害の研究をはじめようということで生産技術研究所の岡本先生と相談して共同研究をやった。生産研とは設立の順序が隣りあっていて，会議で生研所長の隣りに坐るものだからそれが機縁になった。潮見君なんかちゃんとむこうの雑誌に論文をだしている。しかしちょっと公害研究のためには時期が早すぎたですね。

潮見　実に先見の明があったのだけれどもね。

加藤　柴垣君はむこうへ行って報告したのですか。

柴垣　こっちで報告しました。細々と続きながら結局

紛争で中断してしまったのです。

潮見　割合続いておりましたね。私は論文を生産技術研究所の機関誌「生産研究」にだしましたが，「何月何日受理」という括弧が末尾について印刷されました。生産研の雑誌に載る論文は，発明とか発見に関係する論文が少くないので，受理の日付が問題になるのです。びっくりしました。

高柳　社研ではだんだん関心がうすれてつぶれてしまったけれども，むこうはあれをステップにして何千万か何億か知らないですが特別事業費みたいなものに発展させていったようですね。

高橋　いま思いますと工学と社会科学との学際的協力をやろうという公害研究のはしりであったわけで，一つの先取りというのですかね。

7　共同研究「基本的人権」

潮見　次の「基本的人権」あたりから，所員会でテーマについてずいぶん議論するようになったのじゃないですか。

柴垣　あの場合には運営委員会ができてそこで検討したうえで所員会でいろいろ議論するという体制が整ったのではないでしょうか。

高柳　いまからふり返ってみますと「基本的人権」もどこで議論されて決まったのかはっきりしない。特殊研究の申請について「アーバニゼーション」が表で「基本的人権」が裏という形で何年か前からすでに出していたようです。そこにのせるについてどこでどう議論したのか私自身はよく知りません。ただ「アーバニゼーション」が終って表にでる直前にはどういう編別でやっていくかは相当議論したのです。運営委員会で渡辺君と一緒に外国編・日本編とか，理論と実態とを分けるとか，全体の構成をいろいろ考えて所員会にだしたのですが，こんなのでできるか，というようなことで何度も出し直しをして研究の中身が動き出すまでの準備は大変でした。

しかし,最近の「戦後改革」や「ファシズム」のように何をやるかについて十分突っ込んだ議論をした上で決めたというのと少し違っていたと思います。

加藤　「基本権」のときの裏が「技術革新」，これは表にでなかった。次が「戦後改革」。この頃は概算要求の時期が近づいてきたときにある程度パッパッとやったということで，本当に議論したのは「ファシズムと民主主義」の段階からでしょう。

高柳　はじめの頃は概算要求の時期に所長がだれかアイディア・マンをブレーンにして社研にふさわしい研究主題をひねりだしていたというのではないでしょうかね。基本的人権の場合は，間違っているかもしれませんが藤田勇さんが外国研究の観点から概算要求の作文をしたと聞いた記憶があります。それが表になった段階でわりに国内が主になったという感じです。

研究のやり方もその後の「戦後改革」の柴垣事務局長のやり方などを経てふり返ってみると「基本的人権」は全体研究の態勢としてはかなり初歩的でした。部会に分けないで総会報告が中心で，終ったあとで運営委員会を開いて次をどうするかを議論するといったふうでした。

柴垣　テーマの性格からいいましても特殊研究費だけに限られているという予算規模からしてもどうしても全体研究会中心の運営になったということでしょうね。「技術革新」は紛争で結局日の目をみなかったけれども「戦後改革」の場合は，「アーバニゼーション」が主として国内部門中心，「基本権」が法律系中心だった。そこでともかく全所員がなんらかの形で参加できて，しかも対象が明確なテーマは何かないか，こういった発想でいろいろ議論していました。その過程で「日本近代化」（文部省特定研究）が６６年から６８年にあったわけですがそのなかに戦後改革という班があって，それが母体になって全体研究に押し上げていこう，全員が参加できるという面からも対象の範囲が明確であるという点でも非常に適しているのではないか，ということでこれは事前にかなり議論した記憶があります。

加藤　「技術革新」はちょうど紛争のあった最中だと思うのだけれど，労働関係とわれわれと一緒になって何回か研究会をやったのです。けれど出版物としては刊行されなかった。

8　社研の会計制度

氏原　共同研究・全体研究で思いだしましたけれど，６３年１０月ごろ大石嘉一郎君が社研にきて社研のなかの会計制度がはっきりしない，ということでかれが予算委員長になってだいぶ改革し，いまのような体制をつくったと思うのです。たまたま予算委員会にでておりましたからしばしば相談にのせられました。

柴垣　いまのような予算委員会が確立したのは大石さんがきてからなのでしょうか。

加藤　大石君に引き継ぐ前はたしかぼくだったのです。

氏原　なんか福島大学ではこうやっているとかでそんなのできるのかなあ，というようなことでしたが。その前には予算委員長というのはもともとなかったんじゃないですか。

加藤　専門委員的な形での予算委員というのがあった。出版のほうにいくらとか，ほかにいくらとかいうような

ことは，ぼくのときもぼくの前からもやっておりました。大石君がやったのは，本部からくる予算の項目について事務の人しかわからなくてわれわれにはわからなかった部分をちゃんとほぐして，これはこういう性格のものだということをあきらかにして予算を組み立てたのです。それはぼくよりあとのことになるわけです。それ以前は，もっと大まかでした。しかし，これをやり初めたのも有泉先生の頃でだんだんとオープンになってきた。

氏原　私の記憶では「失業」をやるときに，ちゃんと金をくれなきゃやらない，金はきているけれども使えないというのではできない，という条件をつけたら遠藤先生や有泉先生がそれはちゃんとするとおっしゃって下さった。あのころからじゃないですか，委員会みたいなのができたのは。

加藤　第一期の有泉所長の時分です。

潮見　ただ予算委員会は決算報告をしっかりしなかった。だから配分はするけれども，たとえば宇高図書委員長のときには図書委員会がやたらに本を買いすぎてしまい，あとを引き継いだ図書委員長は借金の山でなんにもできない，ということがおきる。なにしろ年度決算しないのだから。

加藤　有斐閣なんかに金を払わないから向うが本をもってこないのだ。林茂さんが図書委員長になったら買えないのです。

高柳　私は60年代の初めに図書委員をやったのですが，その頃図書費はいくらというのを所員会で決めたという記憶はないのです。すでにどこかで決められた額が図書委員会に示されて，その中で本を買っていくというのだったと思います。

高橋　予算委員会で分けるのはきちっと分けて，所員会でその予算額を報告していました。ただし決算はしない。だからあとはどうなるのかわからない。

柴垣　事務のほうでこれだけ使えるというその範囲で分けていただけじゃないですか。事務管理費までふくめて社研全体の予算を予算委員会で扱うということは，おそらく大石さんがやってきてからじゃないかと思いますね。

高柳　私の記憶もそうです。ですから所員の一人として全予算のなかで図書費の占める割合が少ないじゃないかということをいう機会がない。ある時，所員会で安良城君なんかと一緒に図書委員として他の部局の例などをだして図書費は研究所予算の全体のうち何十%たるべきだといって当時の現状を批判した。そうしたら事務長が色をなして「図書費は非常に優遇しているはずだ」というようなことをいってちょっと緊張した空気になったことがありました。それが大石予算委員長のもとでかなり合理的になったということだと思います。

柴垣　大石さんの表現を借りますと，自分がきたころは全体像がわからなくて実権は事務が握っていた。それで改革したのだがいまの制度は教官の発言権が強すぎるのじゃないだろうか，という述懐をなさったことがある。

高柳　私のだいたいの感じもそうですね。

加藤・氏原所長時代

9　大学紛争の発端

柴垣　高橋先生が二期目をおやめになったあと加藤先生が所長におなりになった。そのころ医学部紛争が始まりかけていました。加藤先生からご就任当時の抱負なり，状況なりを少しうかがわせていただきたいと思います。

加藤　高橋所長の終りのころに医学部問題がでてきて所長の代理で評議会にでていた石田さんが68年のはじめごろでしたか，かん詰めになるという事件がおきているわけです。けれど，まさかあんなでかい事件になるとは全然思わなかった。ああいう大紛争になるということが判っていれば，みなさんもっと適任の方をお選びになったのだろうと思うのですけれどもぼくが選ばれてしまった。三月の卒業式の時学生が安田講堂に乱入しようとしたりして，だんだん紛争がひどくなってくる，そういう時期に所長になったのです。

率直にいいますと，所長として勤めている間は大変苦しかった。もっとも紛争が激化したのは私のあとの氏原，潮見両君の場合で，その時は外からワイワイ押しかけてきて大動乱の時期になった。そういうことは私のときにはなかったのですが，社研の若手教官の紛争についての一定の意見があの当時の大河内総長を中心とする評議会メンバーの多くの方々の考え方と対立していた。評議会メンバーには停年間際の方が多かったので意見は保守的です。私は評議会やなんかでしゃべったりするのは非常に下手でできれば黙っていたい。しかし社研の教授会で評議会でこういう意見を言うべきだ，というご主張がありました。その点でぼくも下手なりにその意見をしゃべると，自然科学系の先生方からは「あなたは大河内総長に学生のときに教わっているのでしょう。どうしていちいち総長にたてつくのだ」というふうにいわれました。医学部の学生処分をできるだけ早く解決しないとことは大きくなるだろうと考えていましたが，経済学部長もそういう意見だった。武田君が学部長で評議員が遠藤君と横山君でしたから，私は経済学部のうしろにくっついているという感じでした。最後になると遠藤君の任期がきて

大内君にかわる。

とにかく処分問題を早く解決すべきだということが一つと，それからむやみに機動隊などを入れてはいかん，入れると非常に重大な問題になるだろう，ということを予想していたのです。しかし機動隊導入問題といった問題になりますと，研究所長はある意味で有力学部長でつくられているインナーキャビネットからはみでるという格好でなんともしようがない。安田講堂の占拠排除に機動隊を入れた。それで社研の方がたはこれは非常に不当で適切さを欠く措置だということで，奥平君に執筆してもらって文書をだしたり，氏原さん，潮見さん，高柳さんと一緒に医科研に入院されていた大河内さんを訪ねていろんな意見を具申したりしましたが結果はご存知の通りです。

総長自身健康を害され気も弱くなっておられたのでしょう。医学部長にかなり批判的だったけれど押し切ることもできないし，だいたい老人の方がたが多かったということもあって敏速に事態に対応できなかったという感じだった。あのとき社研は小部局でありながら研究所としてはずい分活発な動きを全体の紛争のなかでやったのじゃないか，それは教官のみなさん自身が非常に活発に動いたからだ，というような記憶です。

そのうち大河内さん自身が退陣するということになったので私もやめる。宇宙航空研の所長なんかは「ロケットが飛ばなければ責任を感じるが，学生問題で自分は所長を辞める意思はない」ということを言われましたが，研究所長といえども五月以降いろいろ発言し，評議会の決定にコミットしてきているわけでやはり同じ責任をとるべきだという感じがあったものですから，それで辞めたわけです。こういう問題が激化したときこれを処理する所長としては氏原さんが適任だと思いましたし，「君は乱世の雄だ」とぼくは氏原さんに言ったのだけれども，かれも引きうけてくれそうな感じがあったので私は非常に安心して辞めることができた，という印象が残っています。改組拡充のほうは有泉，高橋両先生によって軌道が敷かれすっかりおぜん立てがすんでおり，私の所長時代に部門が増えました。

10　勤勉手当差別支給問題

加藤　もう一つ社研の所長のときに弱ったのは勤勉手当の差別支給問題です。最初にその問題がでてきたときにおそらくこれは組合のほうで大問題にするだろうと思った。しかし本部方面ではたいしたことになるまいとの見通しもあり断行しようとすると，はたして組合のほうで大騒動になった。

柴垣　労働問題の先生方があのとき共同声明を発表されましたね。

加藤　結局総長も撤回する決意をしたのだけれども随分混乱しましたね。この評議会で研究所長の多くの方がたが順々にこれをやらないほうがいいという意見をのべられ私も同調しました。みなさんが代るがわる立ってこうした時期に差別支給をやってはいかんということを言い，とにかく当局側が問題を引込めたので収まったのです。

岡田　社研史とはかかわりないですけれども，私はこれは非常に大きな出来事だったような気がするのです。というのは，安田講堂に機動隊を導入したのは6月17日でした。差別支給の撤回を総長が決意されたのは13日か14日でした。取引のように感じました。撤回によって事務局は面子まるつぶれになり非常に憤慨したと思います。大河内さんとしては非常な負債を事務局に負ったと感じられたと思います。そのすぐあとに機動隊導入が行なわれたわけです。私はその時ちょうど社研職組の執行委員のひとりで大河内先生と東職との最後の交渉に参加しました。辛い気持でした。そのとき「こんなことやったら具合が悪いですよ」と申しあげざるをえなかった。そのすぐ直後にああいう展開になったのです。私はいまでもあのころのことを思いだすのがいやです。こういうことは推測だけなのですが，しかし時期的に見事に一致しました。

加藤　そういえば総長に対する反対意見には，これは公式の席でないときかも知れませんが，「いまのように学生も相手にする，職員も相手にする，両方を相手に喧嘩してやっていけるはずがないでしょう」という言い方がありましたからね。片方に譲歩して片方はたたくということになったのかも知れませんね。

氏原　差別支給の問題でぼくらがだした声明の文書というのは非常にデリケートな文書でして，あれには「やるな」とは書いていないのです。とにかくあの問題については，私もあまりいい思いをしてはいないのですよ。

加藤　撤回については社研の組合なり，社研の人間がかなり大きな役割を果したように思います。

岡田　組合は初めて勝ったということで昂揚していましたね。そこへ大河内先生をピンチに追い込んだというので経済学部の先生方が社研にどなり込まれるという一幕もありました。

加藤　ぼくが評議会をすまして戻ってきたら，みんな「バンザイ，バンザイ」といっていた。

11　所内の管理運営と増築

柴垣　加藤所長時代というのはエネルギーの大部分は

対外関係にあてられたのですね。所内の問題はどうだったのでしょう。

加藤　改組拡充ということで部門もふえ人間も多くなった。そのため社研にもそれなりの規律や何かが必要になってくる。肩をたたいて仕事ができるという時代から変ってきたわけです。そういうことで氏原さんを委員長にして,業務のやり方などをもう一度洗い直そうということをはじめました。しかし外の動きがひどくてぼくのときは余りできませんでしたね。

柴垣　臨時制度調査委員会ですね。

氏原　加藤先生が三つのテーマを私にくださいました。一つは年末の所内プラス・アルファ問題，一つは事務機構をどうするかということ，もう一つは高橋先生のときからありました資料センターの問題です。この三つの小委員会をつくりました。プラス・アルファ問題は，科研費からピンハネしているわけですから，科研費のグループは社研のメンバーだけではないのだからメンバー以外の人の了解なしには払えない，しかしすぐに全廃は無理だから漸減方式でいこうということで加藤先生と並んで交渉して妥結した。これは軌道にうまくのったわけです。事務機構のほうは，アンケートをつくったりいろんな人と面接して人事の採用の問題とかなんとかルールをつくろうということでかかり初めたときに紛争がおこりましたから，残念なことにうまくいきませんでした。資料センターについては調査だけはやりまして実地に見学しようというところまで話がいったのですが総長辞任ということで結論なしになりました。

加藤　もう一つぼくのやっている間での出来事は新館の建設でした。

潮見　私が建築委員長を仰せつかり氏原所長のときに完成するわけです。

柴垣　焼けぶとり的な意味があるのですか，紛争で学部の予算がストップされて……。

高橋　あれは改組拡充のときにすでに問題にしているのです。文部省の設置基準で一講座（部門）あたりの平米数がきめられていますから部門の獲得ができれば建物の方はいわば自動的にでてくるのです。だから建物の要求はやらずに部門要求だけにとどめました。

そのとき１８講座分の建物をつくって欲しいといった。現在はどうですか，１８講座分としては狭いのじゃないですか。

潮見　狭いですね。ただ真先に社研が予算をとれるほど不足でもない。非常に中途半端なのです。

高橋　資料センターはいわゆる完全講座ではなく助教授が一人と助手が一人つくのです。そこで改組拡充のときに計画に入れた。

加藤　所員のなかでは資料センターの設置で負担がふえてくるという危惧の念があった。

氏原　どちらかに結着をつけようというのが加藤先生のお考えだったのですね。

高橋　私はついでに資料室だけでもつくろうと思った。文部省はこの点ではむしろ前向きだったのです。

12　大学紛争の残したもの

岡田　加藤所長，氏原所長時代に非常に重要なことが大学紛争との関係であったように思うのです。私の申し上げる感想に間違っている面があればご訂正いただくことにして申しますと，ああいう紛争のなかで，「教授会として決定する」ということの意味が非常に大きく問題となったと思うのです。一大学としても，ましてや一研究所としては処理しきれない問題が沢山でてくる。逆にまた教授会の内部でも同じ問題について異なった立場が当然に生まれてくる。教授会で決をとれば深刻な事態が生ずることも私はあったと思うのです。この状況のなかでボートをして決をとるという手段に訴えない，そういう方向が加藤先生のときに開かれて，氏原さんはこのことを教授会で明言なさった。各教授会メンバーは個人として自由に行動していただきたい，教授会では一切決議しないでいこう，というやり方でした。そういうことで社研の所員相互には非常な対立・相違がありながら教授会としてのまとまりを教授会で決議をしないということを通じて維持してきた。私はそういう意味で加藤・氏原両先生を非常に尊敬しているのです。ほかの部局で紛争がおちついていくにつれて，いろいろ内部で問題があったときに社研の教授会はわりに一体として動いていたという面があったのではないか。私はこのように感じているのですが加藤先生，氏原先生，所長としてそのようなことを意識してやられた，とこういうふうに理解していいわけですか。

加藤　教授会のメンバーの方がたもそれはある程度考えておられたのではないですか。昔の教授会はなかでいくら議論しても外に対しては一体という線があったけれどもあの事態ではそのプリンシプルでしばるわけにはいかない，というような感じはあった。だって教官諸氏はどんどん声明なされるわけでしょう。そのときやはり言ってこられたですよ。こういう声明を出すけれどいいかとか。いいも悪いもそれはあなたのご意見だからということにならざるを得ないし，もう昔のようなわけにはいかない。そういうふうになっていたのではないですか。

岡田　社会一般のことについて自由に発言するという

のと全然ちがい，大学の管理問題についての公然とした批判的発言だったですから。昔でいえば教授会自治のたてまえでそういうことについてはものを言わないのが礼儀だということでしょう。逆にいうとそういうことを言う人がいれば不見識な人がいて困るというわけで，教授会としては申し訳ありませんというのが普通だったのでしょう。

加藤　それが社研だけでなく，他の部局でもみんなあのときはそうなってきておりました。たとえば教授懇談会，ああいう会合にでてくると教授会を離れて教授たちがそれぞれいろんな意見をだすことになる。そういう状況だったと思うのです，どうでしょうね。

氏原　客観情勢はいまおっしゃった通りだと思います。私が感じましたのは，教授会で決定しようとするときに教授会がもっているインフォメーションの量と評議会がもっているインフォメーションの量が大分違っているわけです。ですからそこで決定してそれに縛られてしまうとどうにもならないだろう，ということでした。あの当時の加藤（一郎）執行部というのは非常に有能だったといまだに思っております。言いたいことは何でも言え，というわけです。ああいう時代の大学の執行部のやり方としては正規の機関を通じていくというまどろっこしいことをやっていたのでは迅速適確な判断ができない。むしろ必要に応じてインフォメーションなり意見なりを総長なり総長補佐なりがダイレクトに集めて判断する。だから私のところにも総長室からしょっちゅう電話がくるわけです。いろんな意見について，これはどういう意味かとか，どう思うかとかね。

岡田　だからこの点での問題というのは大学におけるビューロクラシーの形成という問題ではないでしょうか。紛争のなかでは会議体の長い議論の結果をまってはいられない。教授会や評議会とは離れたところで絶えず日常的に重要な事柄について緊急にデシジョンをせざるを得なくなる。そこでたとえばそれは総長室でやられる。こういうデシジョンする場所の集中という傾向は従来からあり，紛争がそれを加速化したのか，あるいははじめて紛争が生みだしたものなのか。このごろでも「移転問題」や「総合大学院問題」などをみてもわかりますように，総長はどう思ってらっしゃるか知らないけれども，総長室，改革室，さらにその下の専門委員会等がさっさとことを運ぶ。評議会はあとから追っかけていくだけになるという傾向が強いですね。こういう形態は，このごろ非常に目につくのですが，ぼくはあの紛争が生みだした重要な結果ではないかという感じをうけるのです。

有泉　小委員会・特別委員会という方式は前からありましたね。平常時はそこで原案をつくって評議会にだされ，部局へ持ち帰ってなんとかやっていくという形でしたね。

岡田　昔はアドホックに，問題に応じて委員会ができますね。現在は総長のもとに特別補佐が二人おり，総長室と改革室というのが恒常化されています。

有泉　いまの機構は知らないけれども，これから先のことを考えると決定される事柄によってはそうしていいという問題ではないか，という気がして聞いていたのですけれどもね。

加藤　紛争のときは教授会・評議会の線をとらなくてもデシジョンする場合にはいろんな線の意見が中央に集まってきていた。各個人のある程度の意見でもとにかく総長室なりなんなりに入っていく。そのうえで決まっていく。ところがいまの中央集権的なやり方はあんまりみんな知らないところでどんどん進んでいく。

岡田　社会の変化と対応した大学の変化という問題があると思うのですが，このごろは部局の側では厄介なことはなるべく中央で解決・処理してもらいたい，われわれのほうにとばっちりがこないようにして欲しいという防衛の姿勢が強くなっている面がある。

潮見　加藤総長と林総長の性格の差が一つあると思うのです。加藤総長ですと緊急のときだけれども一番気にしていたのは部局教授会の意見はどうであるか，ということでした。ところが今は必ずしもそうではないということでしょう。今は各部局側の，岡田さんのおっしゃるような防衛的な発想と総長側の対応という条件があって，同じビューロクラシーの形をとってはいても，質的に加藤時代と現在とでは変わってきていると思います。

氏原　違うのは，たとえば評議会の席には加藤総長のころは事務局は全然いません。補佐もいない。総長と特別補佐と評議員だけです。

潮見　補佐はでてこないのですか。

氏原　補佐は隣りの部屋に控えています。特別補佐はいますよ。ところで岡田君が加藤時代をビューロクラシーだと言われるのは，ちょっとぼくは抵抗があるのです。

岡田　ぼくがいいたかったのは，ああいう紛争を通じてビューロクラティックなシステムをもたなければ処理できなくなってきた，ということです。

氏原　つまり中央集権ですね。

柴垣　加藤総長のときは柔軟なビューロクラシーだったのじゃないですか。

岡田　紛争が終ったからもとへ戻るか，といったらもとの状態には戻り得ない。紛争時にできたものはそれとして止むを得ないのであって，それが平時になってくる

と異なった意味をもつということは単に総長個人のあり方によるのか。そこが判らないですね。

潮見　一種の時代的な趨勢はあると思いますけれども，にもかかわらずそういう状態のもとで平時になった場合には，われわれの対応と総長の性格とによってずい分違うだろうと思います。

潮見・高柳・渡辺所長時代

13　「紛争」から「平時」へ

潮見　氏原さんが70年に入って病気になられて所長をお辞めになる。それで私が引継ぐことになります。私の任期の2年間は学内は紛争から平時への移りかわりの時期でして紛争の余韻がまだずっと残っていた。経済系の大学院紛争，ことに地震研，応微研の職員問題の紛争がずっと継続していて機動隊の導入等の問題がありました。したがって私の任期中，評議会や所長会議などの正式の会議は本郷キャンパスでは一回も開かれず，医科研・宇航研などの外局や小石川植物園の会議室でやっていました。それでたまたま社研所長が総長との緊急時連絡役というのを仰せつかりまして，しばしば総長から電話がかかってくる。そうしますと私は人文社会科学系の研究所長と自然科学系の研究所長の二人に電話を入れる，そこからまた枝が分れていくというシステムで，反対に各所長から総長への回答もこのルートにのっていくということでした。こういうわけで総長との接触は研究所長の代表としてずっとありました。加藤総長はそのむかし法学部研究室における大部屋の仲間であったということもあって，むこうとしては相談しやすいということもあるのでしょうか，個人的な意見や法律家としての意見を求められることもありました。

教授会の運営については，さきほどの岡田さんの質問に関連するのですが，加藤・氏原所長時代の伝統なのでしょうか。臨機応変の措置を必要とする事態について教授会にはかりますと，教授会では相手のあることだからフリー・ハンドで適宜措置しろというご意向である場合が割合多かった。逆にそうなりますと教授会の意向をできるだけ忠実に反映して発言し，行動しなければならないという私の心理的な負担が非常に大きくなります。こういう意味では教授会でこうしろと決めていただいたほうがむしろ楽だという面もありました。結局私自身に自信のないときには協議員のみなさんのご意見をよくうかがいました。協議員は本来制度上は所長に対するチェック機関なのですが，紛争を経ることによって所長の相談相手になり，現在の如きは所長と三人の協議員を称して執行部とよんでおります。協議員に執行部的な色彩が強くなったのは，私が高橋，加藤，氏原の三所長，さらにその後の渡辺所長時代にまた協議員として仕事をした経験から申しましても，加藤所長あたりからではないかと思います。やはり，これは所長の個人的決断が必要とされる事態が次々にでてきたことと関連している。

所内の問題では，前所長が病気入院中で十分引継ぎもうけないうちにまず宿日直問題にぶつかりました。事務職員が宿日直をボイコットして協議員が交替で宿直をするというような事態になりゴタゴタしましたが，暫定措置をつくって乗り切り，結局つぎの高柳所長時代に外から人を雇うという形で解決することになりました。所内の問題でもう一つ起きましたのがアルバイターの問題でした。これは各研究室に週に2日か3日くるアルバイターの諸君が出版関係の臨時社員問題に刺戟されて団体をつくり，所長交渉して年末年始に有給休暇やボーナスをよこせというのです。私はぜんぜん理屈が通らないと思いましたので，かれらの要求を全部蹴りました。どうもこの辺から「鬼の潮見・仏の洋三」ということになったようです。

任期の最後の半年余りはある助教授の人事問題で苦労しました。一人の教授会メンバーの身分に関することなので，問題の処理については大変苦心いたしました。教授会で発言されない方もいらっしゃるので一人一人お目にかかって充分にご意見をうかがうという慎重な手続もとってとにかく処理いたしました。ところで私の任期中の最大の問題は大学全体の改革とともに社研の改革をどうするかということでした。社研改革委員会を設置して渡辺君に委員長になってもらい，かれの大きな努力で改革問題の目処がついた，ということになりました。また，いやな思いをしたのは定員削減問題です。各部局の利害関係がからんで削減案について部局長の意見が対立するなどがあったものですから。

高柳　私の場合，抱負なり構想なりをもってやるというより次々に対応を迫られる問題をただ一生懸命に処理した，というだけだったという感じを今からふり返るともちます。最初に潮見所長から引継いだ人事問題。それがすんだら経済系大学院の紛争の余波が及んできた。それと重なって4人の先生が退官され，その前からの空席部門とあわせて8人か9人の人事の補充をしなければ研究体制もうまく組めない，そういう事態が就任そうそうありました。宿日直問題は潮見所長時代の暫定措置の期間が終って基本的な解決が求められた。任期の最後の数ケ月には調査助手問題がでてくる，とこういったことでした。多少とも私自身の自発的態度でいえば，研究体制

については軌道にのった所員の皆さんの努力にまかせておけばそれでよい,と信頼し切っておりました。「戦後改革」の共同研究体制もちゃんとした形で行われてもう三年ぐらい経っていたところでしたから全く安心して任せて，私は外からおしよせてくる問題をともかくやりとげて条件を整備することに専念する。そうすれば研究成果はおのずから上るだろう，という感じでした。ほかに記憶に残っていることは心ならずも大学執行部と衝突することが多かった，ということです。一つは職員のストライキに対する処分問題，もう一つは，どうも記憶が大分怪しくなっていますが，大学院改革についての研究所の意見のとりまとめの問題，こういったことに関して，大学執行部との間に若干の緊張関係が生じました。

それからもう一つ対文部省・大蔵省関係において，自覚的に相当努力いたしました。つまり，高橋所長の努力で始まった改組拡充のさいごの２部門の増設がストップしてしまった点です。こういう問題は所長がやらなければ解決しない問題なのですから，はっきり重点として追求しました。別にいわゆる予算陳情で，他の国立大学，学内の他の部局より優遇してもらおうというのでは毛頭なく，これは大学の審議で，東京大学として，医科研の拡充改組とならんで，最優先のものとして概算要求することにきまったものであるから，行政当局としては，大学の自治的決定を尊重するのが当然だということで，そういうスジ論で押したわけです。おかげでどうやら一部門だけ増設となり，あと一部門だけ未設なのが心残りです。

それはともかく，このようなことで，学内における研究所の代表としても，対文部省，大蔵省関係でも，自分の意見や自分の決断で発言したり行動したりしましたが，社研内部の問題については全面的に協議員に協力して貰ってなんでも相談しました。私自身の抱負や理想でどうこうしたということは何もありません。ただ宿日直問題だけは所長が交渉の矢面にたつべきものですから，私自身の信ずるところを言って組合との間で一応の解決にもっていった，という感じです。

調査助手問題をめぐる紛争は，いろんな問題をかたづけてどうにかこれで平穏に次の所長にバトンを渡せると思っていたその時期におこりまして，これは私には意外で当時の正直な感じとしては，なんというまずいことをしでかすんだと憤慨し反面こいつは参ったなあというところでした。しかしよく考えてみますとこれは社研アパート論がはばをきかせているような状況では決しておこらない問題です。個人研究のよせ集めでなくて，グループ研究が継続的問題関心をもって，学部ではできない長期的視野で遂行される，また研究所が研究所として総合的テーマに全所員を結集してとりくむというふうになって来ますと，今の研究所の事務や予算のしくみは，それをサポートするようにできていません。事務や予算のしくみは，そもそも研究のサポートとはちがう考え方でできているようです。それならわれわれは共同研究は一切やらないぞといってつっぱねていたら，何も無理は生じないし紛争もおこりません。しかし，それでは研究所としての社会的存在理由はないし，研究所として社会的責任は果しえません。そこで，たとえ制度がそうなっていなくても，研究所が研究所として研究の実をあげうるようにそれを運用しようとしますと，どうしてもなんらかの無理が生じてきます。調査助手問題の紛争は，根本的には，そういうところから発したのだと思います。だから，その限りでは，社研の成長に伴って発生した一つの現象としてみるべきものだったと思います。ただ，教育研究機関においては，教育研究の論理をとおそうとする場合，国があてがっている制度の論理との間にどうしても摩擦や矛盾が生じざるをえないのでして，そのしわよせが多くの場合事務職員やアルバイト的雇傭形態の研究補助者におしつけられてしまう傾きがあります。そうならないように，一つは矛盾や摩擦を国の行政に対する方向に投げ返して，研究や教育に関する制度を研究や教育の論理に適合し，それに奉仕する方向にかえさせる。二つには，その矛盾や摩擦を，研究者だけでなくて，事務職員や研究補助者を含む研究共同体として――共同体といっても別にゲマインシャフトという意味ではなく，コミュニティという程度の意味ですが――十分話し合って処理し解決して行くということが必要であろうと思います。この前の事件はそれらの点で十分でなかったわけであって，そういう意味で，それは社研が真の意味の研究共同体として成長発達して行くうえにおいて一つの貴重な教訓を残したものであったと思っております。

渡辺（紙上参加）　私が皆さんから所長に選ばれたのは，調査助手問題の解決に全力をつくせということだと解釈しましたので，所長在任中はもっぱらその問題ばかり考えていました。この問題には四つの側面がありました。その一つは，学部の教育事務に相当する研究所の研究事務を既存の事務体制のなかでどのように組み入れるかという側面です。第二は，社研の構成員がここ数年間，教官も事務職員もかなり入れ変ったため，長いこと慣行によって積み上げてきた研究体制や管理運営についてのさまざまの了解事項の解釈のくいちがいがめだってきたので，これを整理統一するという側面です。第三は，社研が大規模になったため教授会メンバーと職員との間に

個人的接触の場が少なくなり，相互に情報不足や誤解にもとづく不満が増大したのをどのように処理するかという側面です。第四は，研究所の研究活動に職員を，職員の立場でより積極的に参加しようという若手職員の姿勢やエネルギーを，前向きの方向でどのように処理すべきかという側面です。

私は，これらの側面を総合的に勘案し，職員をもふくめた研究事務体制検討委員会に大変なご努力をお願いし，その答申を待って，できるかぎり改善策を実現したわけです。始めに意図したもののうち７０％ぐらいしか実現しなかったように私は考えていますが，それでも構成員の皆さんの多大の協力をえて，基本的な点で目処をつけることのできたのは，大変幸いでした。

14 むすび

柴垣　時間もせまってまいりました。では最後に岡田現所長に，現状をふくめてしめくくりのお話しをお願いいたします。

岡田　高柳さんがおっしゃった事態も，渡辺所長時代に一定の解決をみました。そして渡辺さんは法律家らしく，社研のこれまでの慣行をすべて集大成して成文化されました。これによって慣行がはっきりし研究所の運営が非常にやりやすくなった。こういう状況のもとで私は所長に選ばれました。所長の職を引受けるときに極めて重大な決意をしなければならない，あるいは大きな抱負をもたなければならないというのは，ある面では研究所にとって必ずしも幸福な時代ではないと思います。私はそういう意味では幸いに特別の決意や抱負をもたずに今日まできております。これまでの所長とちがって非常に楽をさせていただいております。これもひとえにこれまでの社研の諸先生方の長い御苦労の集積によるものだと感謝する次第です。研究体制についても一定の慣行化された体制があり，事務機構も整備されてきました。したがって，これからは社研として研究面で，学問面で本当の真価を問われるようになると思います。その点われわれとして十分心を決めてかからねばならない，と改めて諸先輩のご苦労のお話しをうかがって感ずる次第です。

最後に個人的感想をつけ加えますならば，私が社研の助手になりましたときは助手割当の図書費はありませんでした。そういう状況のもとで強戸村調査のような全体としての研究活動をどう組織するかということでいろいろのことがあったわけですが結局みのらないままに，先ほど出ておりました社研アパート論で一つの解決をみいだす，そういう状況のときに私は助手をおえて仙台に移りました。その後１１年を経て昭和４２年にこちらに再び移ってきましたときには，私の助手時代の社研とはすっかり違った雰囲気と体制のあることを感じました。大変なご苦労がその間にあったことを，今日とくに有泉先生，高橋先生のお話しからうかがうことができました。私たち後に続くものとして大変感慨ぶかくお聞きした次第です。

柴垣　たいへん長時間ありがとうございました。